字類雜鈔

乾

イ 3
597
1

雑抄 廿二

此書籍傳来之表題不分明之間以今案称雑抄云 廿二冊

光昭

1 3
門 ホ 加 史
號 597
巻 1

○寳貨部　後漢書土劉盆子傳乃復還発掘諸陵取其宝貨

○砂金　さきん　又云すなご○

○古昔ハ秘傳せし傳大綱にてここ加賀の砂金而多あれとも拾ひ

能く人として余りをとる細かりて砂ありなけれともあるる

○緞ある錦

○本草綱目ハ金条下（時珍曰ここ）宝貨辨甍　砂金細如沙屑出蜀中

○我朝唐土天竺まで金を宝とするの徴據を引る
宝物集巻 十三丁以下に委しくしるせ

陸奥国始貢黄金
○神皇正統記三 四十五代聖武天皇陸奥の国より始めて
黄金をたてまつりこの時金をめでゝ国の守に貴位を
て三位を叙し仏法繁昌の瑞応なりとて
○續日本紀

陸奥の金 字林拾葉十一

金　かね

○こがね　金ハ熱しても又金なりてその形ハ打のべらるなりて
かねとハ都加祢にして兼ちかの意也

○草木子　土之剛者成石而金生焉

○金槐集中古今金葉
こがね　陸奥山よ川武の花もさかぬ色もするうち
あふとの なき名を辰の年ふるかねも ねかふ(?)ほまくなり

今分

今の世にあまねくつかふ小判のうちなかにも慶長以上の世ゝにた上古のいさゝか砂金を札とせしそれより後のは流金といふ或ハ竹流金とて竹筒に流して一両目に切てつかふといふ今の世まで
も世まし 持伝へし人ありとぞ

○大饒寺六文字せし百歩にあて作みしけれとその比は小金を二三十両ばかり屏風の上よりなげ出して人にくばらせしかのなれバふさふしからぬ惜しとは思へれどもその后にて登恵し出て永年ひろく

○黄金

○黄金をもて擬子たりする こがね

○本草綱目八金條下東觀秘記云占人以黄金塞九竅則尸不朽

○地鏡図云黄金之気赤夜有火光及白鼠

○時珍云或云山有薤下有金

○源氏集 夾柳
うらとおりこたゝぬいろの玉柳はいくめ咲けたること こがね なるらん

○明月記寛喜二年二月廿一日行季被呈花之銀瓶又小瓶
荳花沈麝以銀作厚茶碗枕紙足敷銀黄金廿両為金瓶

黄銀白金
○瑯琊代酔編 巻廿二 五丁

○東夷青金
○本草綱目 八 金条時珍云 外国五種乃波斯紫磨金東夷青金林邑赤金西戎金占城金也
○こゝに東夷といふはおそらくは我邦をさしていふなるへし青金とあるはていふこゝろ落といふなる金ならむ金にはあらぬ物の俗にいふ銅といふものなり

○金薄
○本草綱目 八 金條 志曰 今醫家不用生鍊熟金薄及以水煮金器取汁用之
○庭上曲三 調貢

炫金
○通鑑 宋文帝紀 一躰炫金不及百両○注炫金金之銷金是也

銅薄
○本草綱目 八 時珍云凡用金薄須辨出銅薄

金銀薄
○和名抄 十五 外国志云長者金銀薄承塵

竹刀
和名抄 十五 日本紀私記云竹刀 阿乎比衣 言以竹刀剪金銀薄也
あをひえ
俗 ちくさうへら

南金

○後漢書罒六劉陶傳就使當今沙礫化為南金瓦石變為和玉○注詩曰大路南金○鄭玄注云荊楊之州貢金三品

兼金

○孟子陳臻問曰前日於齊王餽兼金一百而不受於宋餽七十鎰而受○趙岐注兼金好金也價兼倍於常者故曰兼金

蝕箔金

○通鑑 唐僖宗紀○注博聞録有蝕箔金法及分數者市廠大箔片以黃礬一兩雜屎礬一兩膽礬半兩硇沙一分信土一兩赤土一兩衮研以鹽膽水調金片上炙乾更搽更炙如此三度已来用牛糞灰一重重隔下大火煅一日取出溫湯洗淨其存者金也其蝕者銀也

閻浮檀金　えんぶだごん

○觀無量壽王有衆妙華作閻浮檀金色如旋火輪○科注閻浮檀金者長水首楞嚴疏云炎浮檀金正云染部捺陀此西域河名其河近其樹其金出彼河此則河因樹名金因河稱也或云炎浮果汁點物成金因流入河染石為金也其金色赤黃兼帶紫焔故也觀經疏説閻浮檀金超過紫磨金色百千万倍乃至但瞻部樹半臨陸地半臨海中此海取蔵有金也而水極深然金色徹出海水上若轉輪王出也諸夜叉木神取此金將来博易故人間有也若著闇中闇無那陀此言江又云海也云上

○金銀

○桑庵雜談創業記考異云慶長七年の比より佐渡國沢根信濃して壱万メ目余を納む越後景勝彼山を領して此度僅なりしとこゝ又石見の金山も信濃して四五千貫目を納むこれも毛利輝元の時よりかなる儀こ神祖の御国となりしより此の如し右の両国の金山大久保石見守代官となりしより沢は上納高毎年石見守三月佐渡へ行八月伏見へ上り九月十月は石見国へ行く慶長十一年伊豆国の沢山の銀多く出て大方佐渡よりも多く積もあるへしといふこゝにて大坂小判師を伏見にて命は大久保石見守抱佐渡ケ嶋へ下しとられ大業を開けるといふ　神祖をは天の助けなふあらひなるを？ものなり

赤足金

宝暦十四年唐山清朝より来舎請来る所に赤足といふ字をしるせ
なかりたると云ふ　さるよしん人の用に示しより示せ

○本草綱目八金條下時珍云金有山金沙金二種其色七青八黄九紫十赤以赤為足色　和銀者性柔試石則色青　和銅者性硬試石則有声

これによりて以赤為足色といふよりて　上金といふ字に赤足といふことに足といふ　後に諸書にも足るをしてよく称といふ字にもちゐし和俗にハ赤といふ用に云なり

○付石　試石

唐にてハ黒き石にて金銀を付てこれを試る也よりて試石をつけ石といふ本草綱目金条下時珍試金石といふものあり其色黒く石のよきものにてをよそ物ハ試石といふものなりといふ

○洋安

○稽古舎雑録に洋安ハ民設の海外の作なる　岩廓の主に設の屋式を清に銘下の洋安ありと云て稱する国和より云保よりてハその屋朴のめくかれて西南中にかうしてわるをきつつこいふと云なりかる凡例によりて今わかしの書にも洋安を称として獨に諸に云ふの説りて我国古への唐の割ふよられて於安ととも云ふして了安云ふと云ふとそれいうのの件より云なりや於ふと人の良子の云ふ於安なれハ和より云ふそれといふなしもあることにや

○銭関　しづひ　銭札

○宋史　包恢知平江督買田以関刑従事後以楮銭

作銭関　廃不用

○銭札ハ宋ニ起ルヲ見エタルモ天下通用シタルハ元ヲカクルト

まる也

古物　まての事の

ぜに関子に出る関子交子といふ冊子の名にして交子の交をとりたる也

あるとき銭銀雑貨を添て黄金をいふ

あまた出ても銭と

○関子交下（前略）もろの君あまた参りてなし給ひける物なり

その文字ありけん銭たる事ありける時は其中の人一人

なりてこの世界ぬるの世中紙の人に下されつく

れけるその国会みられけるに上りける紙札させて

の世にてこそ出しあれしは今世にその世事をしる

ふめさりやといはれしたることなりてその時くきしとて

ゆぬさてつとめてまての物ありとせしむかしの女物とて

秋の夜すから念仏申しつゝそ髪を切て行ひすまして出ぬさ
てその日の仏事もしてけれは志ある人々みなあはれかりけるとそ
して弟子なりける出家して顔をなをしにけれはみくし
おろしてけるきそみの法師京の子とてかくしのみ侍り
しそ中納言の子なりけれはされとよろしからぬ人としてそのゝ打かくし
ろやうなるそのみなかれなくそゝろにもりけるとそのちりかなる月かくし
下らせよなりて隠こそ覚へられける

○志ろかね
○管子 上有鉛下有銀
○地鏡図 山有葱下有銀銀之気入夜正白流散在地其精変
為白雄雞 本草注引
○後明の宰相さまも金銀山に入て必白銀をたらふことを好み
深りしなるき時芽北山の東の人に通ひぬる子一枚宿まゐらし
た暁方にいつはりもなく錦の袋のきこえし物を経てこゝろに
志三里はあふには家もなきにて今にいふことひしはゆるし
これらもやまうる

○潮銀
今清朝の神に羽をかへて伝ふるに銀をいくこと

○寳物
○前漢書九十酷吏咸宣傳自部署縣名曹寳物

析貨
○淮南子齊俗訓是以士無遺行農無廢功工無苦事商
無析貨各一其性不得相干
○今あき人析ハ析二銭析十銭の析とて一ツをもて十をかぬる
ことゝいふなることにて利を二ツにせざるを云析字の
義ハ除事難字のりとあしいはてくらぶるの云へり

抄書　すがき　紙抄
伊勢国にていふ紙札なり　紙書の抄きて禄宣部主
紙合てこの抄書を出されの表ニ細字の綴乃て紙
日をもかきて其昔より此制を初にて引なり族に
のもすらな用ひつるぞ紙にいふたるもかもて似せの出
来ぬやうにかよしてあやりせを抄かきとこいふ字く賤
神備に勤るしてまゝ花とこ字をもつきて抄書とい云
あるへし

鉛銭　　なまりせに

鉛錫にて銭を鋳る古へはなき事なり五季の時楚
銭鉛鉄銭を鋳しにて鉛をもて銭の鋳る始なるよし
黄歳時ヶ古今原始にも出たり

鉄銭

鉄銭は本朝にて古へなき事なりしが宝永の比京にて始て鉄銭
座を立て鋳られし其後始とあれど無程停られけり鉄
又明和の初めより後数年ならず亀戸村にての
銭座の跡地にて又永代銭座を立られける是又鉄銭を
出らしてその外に四文赤金ましの小銭を鋳出しぬ大
凡そ十年ほど大方無尽くるものなりし始は表に寛永とありて裏に八
分とあり然るに鉄銭は不足ならぬ銭鋳は数ありて是も鋳ける
是綿南本朝の時異国にて初り鉄銭を鋳たる事あるを
前後知らるゝし黄歳時ヶ古今原始にも出たり又同書
五季の梁の時に楚鋳鉛鉄銭ともかくしたるよし見えたる
呉越鋳鉄銭古今原始

銀銭

○日本書紀十五 弘計天皇顕宗帝二年是時天下安平民無徭役歳比登稔百姓殷富稲斛銀銭一文牛馬被野

耒子

○通鑑一云来子 宋明帝紀 更鋳二銖銭民間即模效之而更薄小无輪郭下磨鑑錙之耒子○注杜佑通典耒子作来子

金銀銭

○後漢書七十八 西域大秦国傳一名犂鞬以在海西亦云海西国地方数千里有四百餘城云々几外国諸珍異皆出焉以金銀為銭銀銭十当金銭一

半両銭

○古今注中六 黄帝時秦始皇行半両銭○古人銭字作泉自是始称銭而後之八銖四銖皆原于此

○せに　銭泉

○犬集　家に人のゐるかなして　○古今

はなにはふみちもあらぬ銭布施やたらふくりはなそいふら

○銭財有驅神役鬼之功　未考

○後漢書巻一光武紀及王莽簒位忌悪　劉氏以銭文有金及刀改為貨泉

或以貨泉字文為白水眞人

○破銭詩

墨客揮犀云李氏女方年十六頗能詩

半輪殘月掩塵埃依稀猶有開元字

晴想清光未破時買尽人間不平事

○銭文

○老学庵筆記太平興国以後乃以年号為銭文至今皆然

用脚　あし

銭を用脚といふは銭神論の足なくしてよく行といへり

○徒然草上　亀山殿の御池に大井川の水をまかせられんとて大井の土民におほせて水車を作らせられけりおほくの銭をたまひて数日にいとなみ出してかけたりけるに大かためくらさりけれはとかくなほしけれともつゐにまはらていたつらに立てり

用度　漢書食貨志云　轉穀振貸窮乏其後用度
不足拘浚鹽鐵官

用度
銭を用度といふハ漢書より出也

○前漢書七十七　毋将隆傳。隆奏言武庫兵器天下公
用国家武備繕治造作皆度大司農錢○注
蘊林曰用度皆出大司農

銭楮
○輟畊録巻二　世皇嘗以錢幣問太保劉文貞公秉忠公曰錢用
於陽楮用於陰華夏陽明之區沙漠幽陰之域今陛下龍興
朔漠君臨中夏宜用楮幣俾子孫世守之若用錢四海且將
不靖遂絶不用錢迨武宗頗用之不久輙罷此雖術數讖
緯之染然験之於今果如所言
○今案するに此事実ニ讖緯家の辞といへとも又自ら然る也
ることやきよふに思ひ合せらるるなり今の世ニ関東ハ金を
用ひ関西ハ銀を用ゆるも此の如くなれとも金ハ陽ニ
銀ハ陰之関東ハ武國ニして陽明の国也関西ハ文
ニ事ニして武備ハ弛さる幽陰の国也法陽西のまハ安
ものとて是を陽の都とも又すへからさることなるへし也

紙銭
○通鑑 唐玄宗紀 或禁紙銭類巫覡 ○王璵以来喪葬有瘞銭後世俚俗稍以紙寓銭為鬼事
○愛日齋叢鈔

寶鈔 もんがき 紙銭 呉注 相書にも方言 札也
宗の時より札遣の金銀札を宝鈔と以ふ明の時も紙鈔と云り
又ハ折鈔とも云り

元朝鈔法
○輟耕録廿六 至元印造通行宝鈔分一十一料 札を以て二貫より五文に至り凡十一品と
贰貫 壹貫 伍伯文 叁伯文 贰伯文 壹伯文 伍拾文
叁拾文 贰拾文 壹拾文 伍文

紙銭 もんがき 紙鈔 かミせに 楮銭 楮錠
伊勢国にて今相書もんがきと云て出しく用ゆ 交鈔
○古今原始十一 黄歳暁 唐玄宗以王璵為祠祭使用楮為銭以祭 ○後世用紙銭代帛始此
○同上十二五李 周世宗發引之日金銀銭寶皆寓以形而楮銭大如盞口其印文黄曰泉臺上寶白曰冥遊亞寶 ○據此則金銀楮錠亦始于五代也
○同上十三宋高宗女真製文鈔 ○元以来鈔製始此 金史交鈔之製外為闌作花紋其衡書貫例外書禁條闌不備書經由行懲之法及其印章花押元承其舊至今沿用之中雖小異而其大槩実相同世宋之交會猶与銭相為拉重而有称提之法此後則銭自銭鈔自鈔各自与物相為軽重矣

○銭

○寧水文集 二十 中国五銖ト与日本銭不甚相遠大約重乙銭二分五厘往時来至日本者乃小好銭非五銖銭也五銖銭重五銖其銭文止五銖二字

○百銭

○夢渓筆談 今之数銭百銭謂之陌 昭宗末乃定八十為陌 漢隠帝時以七十七為陌輸官仍用八十陌

○容斎随筆 二筆 嶺以東八十為百名東銭江郢以上七十為百名西銭京師以九十為百名長銭 大同末年以三十五為百 天祐中以八十五為百 唐天成又減其五 漢乾祐中用八十或八十五 然諸州私用猶有随俗至於四十八 太平興国二年七十七為百

○同四筆 市肆間交易論銭陌者云十十銭言其足数満百無虧減也

百銭　一貫　省百　長銭

○童子問李蘭所中華百銭桼何附一貫按筆談曰今之銭数百銭謂之陌借陌字用之其実只是百字如什与伍年唐自皇甫鋳為墊銭法至昭宗末乃定八十為百漢隠帝時王章毎出官銭又減三銭以七十七為百翰官仍用八十侯鯖録五代周太祖時王章掌財賦舊銭出入皆以八十為陌章始令入者以八十出者七十七謂之省陌帰田録五代以来以七十七為百謂之省銭鶴林玉露今官府於七十七之中除頭子銭五文有奇則愈削於章矣事物紀原曰自古用銭貫皆以千百皆以足梁武帝時有破嶺以東八十為陌名東銭江郢以上七十名西銭京師九十名長銭大同元年詔通用足而人不従銭陌益少末年遂以三十五為陌銭以八十為陌蓋自梁始也其事見通典唐昭宗時京師用銭八

百五十為貫、河南府以八百為貫、按之則百錢之減貞、不定
也又按漢書武帝紀初算緡錢 李斐曰一貫千錢出算二十
也 吾邦百歲亦遂頼朝用足其、事見東鑑而用九十六者
或曰上杉憲政時臣長尾意玄叛之
○什与伍按菽園雜記有壹貳叁肆等之説朱子語類亦
別有論博物類纂曰數之大字皆是借用之、壹至万皆
又措箋用別字又按蓮宅日録有十字之異名皆二字而
拾用三字 ○老學菴筆記論似語類、
○事物紀原 今俗謂明除者為澆暗除者為墊
○前漢食貨志 有仟佰之得 ○注師古曰仟謂千錢佰謂
百錢今俗猶謂百錢為一伯○按是漢書亦用借字○又案明
以四百為一貫四十為一両四文為一錢然碧里雜存自国初至

弘治每白金一分准銅錢七枚 緡絲也以貫錢也

鵝眼（かがん）　銭の異名

○明之紀宗ん亮二年四月十三日武人従云薩通續労　尼山木　鵝眼　鵝眼銭

千貫買之

今も名目といふ鵝眼といふ用ひ軽き悪銭にて候ふ

貫きておよ　ぬても沈まさるによりて異名鵝眼銭と

いふとはすえり

○通鑑　宋明帝紀　更鋳二銖銭民間即模效之而更薄小無

輪郭下磨鑢謂之耒子　注杜佑通典耒子作耒子

○通鑑　宋明帝紀　鵝眼銭劣於此者謂綖環銭　綖字綫曰貫之

以縷入水不沈　○宋顔峻傳詳出

散銭　さんせん　寛文記云

○今ニいふ神佛にまゐりて散錢といふ賽にかゝり
ましと訓て報ゆる事にて俗に申すハこれ昔の旅ニ
似て散をせしのまされしハいふもなく散米ともいふ是なれと奉る
神前にハ米納むハ神仏の御前にてハ洗米を手ち
らすることより或ハ散銭をもちふるなるべし

○神祇式二　八十島神祭云々　銭三千貫文　二貫文散料一メ文　雑鮮魚菓子直

○文献通考八十四 十枚　應劭曰漢官馬第伯封禪儀記云々

房租銀　たなちんと　店賃

霽水文集廿八　売寓中所有之物還孫左衛門銀四十両八銭寓主
權兵衛房租銭参十両云々

前漢　棺銭　同上七十五 夏侯勝　弔問吏民賜死者棺銭

○辨装銭　路用銭と

○後漢書廿九　劉平傳有詔徴平等特賜辨装銭至皆拜議郎

賞銭

褒美銭之元の陶宗儀の輟耕録廿四ニ云　隠家案急図給
賞銭告報於官といふより賞銭の褒銭之

盤貫　路銭　同上　給与一令帰原籍　五色石第二

謝銭

○出家にあらぬ人に物たのみてその謝儀につかはすをいふ漢の小説に礼銀ともいふ不用し今此方の俗に礼金といふこと

○後漢書四十五千乗貞王伉傳延憙八年悝謀為不道有司請廢之帝不忍乃貶為癭陶王食一縣悝後因中常侍王甫求復国許謝銭五千万帝臨崩遺詔復為勃海王悝知非甫功不肯還謝銭甫怨陰求其過

導行費

献上する物の元沢山となりし時役所へ其物とさらにそへてさしこしたる
元来の献上のほかにて官人へ物を贈るの類にいふこと

○後漢書八十八呂強傳時帝多稸私藏收天下之珍毎郡国貢献先輸中署名為導行費○注中署内署也導引也貢献外別有所入以為所献物之導引也

修宮銭　修営金

今寺院の如く今語を営所て其の堂塔の修造のこと
の費用に行て金を修営金といふ、本庫の修営講子似たり

○後漢書二十八張讓傳刺史二千石及茂才孝廉遷除皆責助軍
修宮銭大郡至二三千万餘各有差当之官者皆先至西園諧價然
後得去有錢不畢者或至自殺云々

草鞋銭　わらぢせん

○竹窓随筆三筆古有頌云趙州八十猶行脚只為心頭未
悄然及至歸家無一事始知虚費草鞋銭

樽代　酒代　酒礼 後漢書

今の世に人に酒樽をいたゞきたるの料物をつかはすを樽代とて送る
つかはすのみならず酒肴をすゝむるにも或は酒代なといふこと、これ酒禮に
こえし酒料といふ意也　其文漢前後の世に酎金といふものありても
みるところその為にかくあることは諸侯王より酒をさゝぐることをその
かはりに料の金にてまゐらせさふらはゞ此かたよりかねをとりしものなり

○後漢書卅一鍾離意傳少為郡督郵時部縣亭長有受人酒礼者府下
記案考之意對還記云々

○口銭

○後漢書巻一光武紀緆郡中居人厭死者棺銭人三千其口賦逋税而廬宅尤破壊者勿收責○注漢儀注曰人年十五至五十六出賦銭人百二十為一筭又七歳至十四歳出口銭人二十以供天子至武帝時又口加一銭以補車騎馬逋税謂欠田租也

○装銭　仕度限

○後漢書巻一光武紀建武廿六年発遣辺民在中国者布還諸縣皆緆以装銭轉輸給食

○合銭　出合銭

○後漢書十下宋皇后紀諸常侍小黄門在省閣者皆憐宋氏無辜共合銭物收葬廃后及鄷文子帰宋氏旧塋皐門亭周孔

貼銭（テツセニ）

○文撰八奉弾劉整　任彦升　其八奴當伯先是衆奴兄弟未分財之前整兄寅以當伯貼銭七千共衆作田寅罷西陽郡還雖未別火食寅以私銭七千贖当伯云々

○今云ふに紙請七千と云紙ハ今借ふ云家田地を[illegible]出すなりして
今沽を借りと[illegible]紙押[illegible]

○額減限　人別納金

○清稗探る雍正帝の画政の中に今江南浙江の浮糧毎年銭限六十万両を減せしめらる

○是ハ人別によって運上を出させらるゝ銭ハ定銭にて毎年きくらうりし勿数なるを云人別の運上銭と

脩宮銭

○後漢書四十六　劉陶傳徙為京兆尹到職當出脩宮銭直千万陶既清貧而恥以銭買職稱疾不聽政○注請拜職各當出買宮之銭謂之脩宮銭也

銭座　せにざ　銭局

○清稗探る金陵の吹不格不如意令によりて出る正貨令私に通用する銭銅銭を以て偽銭を偽造せる者ハ流流の刑法なり但し諸銭法を定めし小京銭者ハ陣句を赦て官人をして勢理やしむ又移する鋳を請ふ者ハ流罪に処せらる

銭直券

○白居易墓碑　李商隠　李師古襲父事逆務作項領以謾儕

書上銭大百万續又貞啓弟以与魏氏公又言文貞弟正堂用太宗

殿材魏氏歳臘鋪席祭其先人今雖窮後當有賢即朝廷覆

一瓦魏氏有分彼安肯入絨所續弟耶上由是碭銭直券以居其

孫

質銭帖

○通鑑　東昏紀注　以物質銭銭至給帖与之以為照験他

日出子本銭收續

借銭　便銭

○通鑑　後唐荘宗紀豆盧革嘗以手書便省庫銭　○注今俗

謂借銭為便銭言借貸以便用也

潤家銭　たのもし　俗云 涌溝

○陶穀清異録 南漢地狭力弱事例卑猥州縣時會僚屬不設席而分饋何堵号潤家銭

案、富潤屋といふ礼儀の饋より依て無尽合済をたのもしと いふなり

○蓬窓日録 俗有阿公銭即社意月朔各出銭貯以待患恤之人謂當地生銭 庵東俗 是もこれをとうやた

賣盡銭

○却掃編 大僕寺給諸馬監斥賣糞土歳入緡銭甚多常別籍以待朝廷不時之須

母銭　子銭　僦櫃

○通鑑 憲宗紀○注民間以物質銭異時贖出於母銭之外復還子銭謂之僦櫃

おや子 母銭ハ本済こ子銭ハ利息にて今もむすこといへり もとこ

省銭　省百　除百銭

是今の百文にて実ハ九十六文也是を省百ともいへり今も陸奥仙台の辺ハ其百文をもちふ文献通考にも代々の省陌を一様ならず

○古今原始 黄氏暁 十一 唐徳宗初行税間架除陌銭法○唐屋有税官用省銭始此

○李之彦云嘗玩銭字旁上著一戈字下著一戈字真〻殺人之物而人不悟也　出處未考無量壽経科注引之

百銭　長銭　短銭　足陌銭　省百

今本邦ニテハ長銭ハ陸奥国白河駅ヨリ北方ニテ百銭ヲ用ヒ江戸ヨリ西ニテハミナ短銭ニテ省百銭ナリ

○梦溪筆談　今之數銭百銭謂之陌者借陌字用之其実只是百字如什与伍耳唐自皇甫鎛為墊銭法至昭宗末乃定八十為陌漢隠帝時三司使王章毎出官銭又減三銭以七十七為陌輸官仍用八十至今輸官銭有用八十陌者唐書開元銭重二銖四絫今蜀郡亦以十絫為一銖絫乃古之絫字恐相傳之誤耳

○通雅　智考五代史王章銭謂省陌銭自宋晋平王休祐即以短銭賦梁武帝普通中鋳鉄銭嵗東八十為陌曰東銭江郢以七十為百曰長銭大同詔國用九陌銭今可用足陌銭非始自唐皇甫鎛也

賤を数ふる矢数

不易的なる先代的之　賤を統たる事ある時の辞也　古来賤を分かち名を付る大凡此巻に例を云

此句今も云ふ也　揚ちぬるもいふ也

一賤

二賤

三賤

四賤

五賤

六賤

七賤

八賤

山

松　きよし

梅花或いは　おきる

二山

七夕或　七賤ち

山　おきて或　谷　たる

山は三の字と通ひけり　往来より用ゆる時は蛇足ならず　兼ての用ゆる此当を好むと　是を聞て云ふ所の用ゆる也出る也　未評　いふ　おきる　未評あるに　両手の賤賤なる事　新撰方案集に　両手とみの一字不用られけり　その賤賤なる事

語合の方言と　答とやつていふ　八の例にかよふ所也

九識

十識

十一識

十三識

十四識

十五識

十六識

十七識

十八識

除きて 或九條寺 又三山

きくよ十の條と今揃ふこ 天つかと云ふ申し

梅ハ梅のつりし

ら皇（かり）

梅のさし始

らりの二

梅の山

梅の桜

夜明

いざよひ 或 梅の三山

三待の月 或 梅の七夕

二十待の月 或 梅の谷

十六日夜ここ左府ろう十五夜を いふハ行くて〇とも云ふハやしぬ

十九識　らりの條

廿識　茱萸（さしかし）

茱萸ハ廿四氏其廿二字ニ似て三度をかたちとふハ花のうと

此先代的の藻含の時ニ航ひして云ふくさるハまこ とやさるハ昔の大元将家の時ハ何くも足利 家京都将軍家の法藻含云方の我か尊し此の京 主将家廟谷山内ニ営飯とて事し此のまうやあへけ

〇點をかぞふる付の異名

〇一句從筆三稀に式の外なり短冊は懐紙をもきざみつゝを短冊
をも用ひなりされば點の付は

壱點を　餓鬼

二點　地

三點　山

四點　おほう 杉棚賀

十點　乙ゑ

廿點　さいかう 菊冠

百　制

とて古今の世俗なり

○銭をよむ異名
京都北山の僧なりしハ学問にて詩作なとも心かけありけるに風
流をこのみしか銭の数をよむにも異名をつけていひけるそ
百文　一指
一指ハ天龍一指禅といふより名付し
二百文　黄鸝
黄鸝ハ両箇黄鸝鳴翠柳といふ句より名付し
三百文　木毬
木毬ハ雪峯の木毬とて手鞠之宗徒の来れハ木毬を三ツ
ころけ出しましてより名付たり
四百文　煙景
烟景ハ西湖烟景不誰争といふ句より名付し
壱貫文　圓相
圓相ハ是圓相にて一貫ハまるきによりてかく名付し

銭を数ふるに丈といふ事
銭百文を十疋といふも俗に伝ふ中比説の銭といふ物十文
を壱文つゝ入金一疋五百文ハ拾文なれハ十疋といふといへとき
さるハ其説ハ鈔の時誤りや又世にも多かりつる事なるへ
えぞさるあらそ　あるへし寄異雅俗集にええたり
○俳諧草　上　宗匠去来法師のもとへ或時芥(?)の人まかりて
芋汁といふ物をこのみてわかくと喰けるとそ　かの人
いひし郷道にて酒を二百文にて坊一つを譲りけるに坊主
貫かりかれハ三百文を芋汁の価と定めて来る人に
主て十貫つゝ与へて芋汁をとりかはして喰けるとふ文
下り月ふりかりかゝることあり　てその何ことなるそかくあり
○寄異雅俗集中巳　田舎のもの寄る百姓の手をもちて
持ありて牛をハ丁ともいふハいかにと問けれハ
ありといふ詞にてハ牛をハ一頭二頭といふ日本の詞なり　釋也

は湯桶文章にして牛一疋(ひき)といふべきをとゝのふにつく
是は馬の足にて銭のものをとりて字によりて一疋
ゑは一足の光京一疋の毛皮ととき銭を一疋といふなれ
ハ足ハ二きりけし夫婦二人の衣裳となるゆゑ一疋といふと
夫婦二人相注を一疋のまぬとこと論語に匹夫匹婦と
いふなり匹ハ配也杉を一筆とよむぬきこ疋の字釣こ布を
一疋ともいふなれハ太近江の十九未老海の内よりいでたるを薪や
ハ矢と二矢太を射るを二矢と縫近江て射しとも布を
ある矢ハ皆下りこゞるを入る故に太を一疋といふこそ
あるまじき事一疋二疋ゑハ言ひともに世俗の詞なり
して光よりなく一疋二疋といへる狐狸猫
鼠小虫にいたるまで一疋二疋十疋といふはまことに太近江の
時の詞なりし料足を十疋廿疋といふは下銭の名
ハ十何銭を百疋とするゆゑ一疋ハ文とす百疋とするゆゑ太言は

ゑと太き足ハ十疋なればこそ十疋をへだてゝ百文を十
ゑとよりて光太近江より出たる詞なり
○今あるよの字義を経集ハ文明の末を以て関係ゆゑ木村の
后の中村某が書を以て人の子息名の義なりしの
まはりけばそのほかの言葉さへ末ゑ書きまぜらうつりき
此にある詞もしまはりにあるかもかくて猶
なすこととしてしかるなき家統を今にし
こゝにいへるは古くぞよろしきといふべし
也

○浅るめかし　漫(ナメ)幕(カタ)　面文(カタ)

○西漢書西域傳九十六上罽賓国以金銀為銭文為騎馬幕為人面○注張晏曰銭文面作騎馬形漫面作人面目也如淳曰幕音漫師古曰幕即漫耳無労借音今所呼幕皮者亦謂其平而無文也

案ずるに常陸国行方郡をなめかたのこほりと訓り

錢文年号の字を用

○古今原始黄氏暁　南北朝　魏鋳銭曰太和五銖○後世以年
号為銭文始此

錢文寶の字を用ゆる事

○古今原始黄氏暁　唐　高祖初行開通元寶銭○後世錢文用寶
字始此銭軽重大小至為得中至今用之

古銭の宸翰

○東涯書話巻下　古銭ニ宸翰ある話　銖ハ万代の寶なれハ中
華にハ昔時の能書をえらひてその文をかゝせられし
唐の武徳四年開通元寶の銭を鋳られし時　国史呉奈子出開元通寶と
よむハ欧陽詢その文字をかゝれし宋の淳化年中の銭文ハ
太宗帝宸翰を染て篆書にかゝれ世にいふ崇寧大
觀の銭文ハみな宸翰と篆書にて銭文を鋳らる事あり
なし淳化年中に行書をかゝる　侯鯖録　又徽宗帝子適子　今し
て銭を鋳させられし時範格を取られ入られハ徽宗大子
収ハ御書を以て宣和通寶の字をかゝらしむ　宋史子湍傳
永楽通寶の銭ハ明朝太宗皇帝の永楽九年に鋳られ
しりそのは吾邦の應中正より中華へ至りて三国天

子の勅令ありて永楽通宝の文字を出すなり 俗中正ハ相国寺の僧言に九ならずまた和漢連珠といふ
永楽銭を持来り此銭を模して此邦にても鋳させらる 俗云公方宮を居て通用すとも通用せり

佛像を毀て銭を鋳

北魏王列字元軌都督荊州刺史性貪在州不法舊京諸像毀以鑄銭于時号河陽銭皆出其家

唐柳仲郢拜京兆尹會廃浮屠法盡壊銅像為銭仲郢為鑄銭使吏請以字識銭者不荅既淮南鑄會昌字久之僧又取為鐘鈸云

周世宗以縣官久不鑄銭而民間多銷銭為器皿及佛像銭益少勅始立監采銅鑄銭自非縣官法物軍器及寺觀鐘磬鈸鐸之類聴留外自餘民間銅器佛像悉令輸官給其直謂侍臣曰卿輩勿以毀仏為疑夫佛以善道化人苟志於善斯奉佛矣彼銅像豈所謂佛邪

今ある字形をもこのむかし 松平何某何総とか申のけふ京の邸にて佛を鋳つぶして寛永通宝銭を

鐚といふその銭文ハ永字の前画の句のかたよくて
向ひて見るに永の字ハ此様比叡の坂本にて鋳
たりし故坂本銭ともいふとぞ今寛永銭の裏字に文字あ
るも大仏銭といふハ誤りて是ハ紀伊国や文左衛門といふもの
亀井戸の銭座にて鋳たる銭也

銭を積貯ふ術

○武徳編年集成 第三 木村高敦 文禄五年伊賀守太吉ハ 神君の御
もとにて自己の金銭を貯へたるに太吉よく積置る
銭をさしてかく戸に能積せるを見るに十貫文宛縄
を以て梱に堅くなして所に重ねなるゆゑ出ざる時ハ破る
ゝなし奇に横へ積へさるの手にとりかへ
ゝにかけ調法に称せられ後年御金蔵の制にまてゆゑに積ぬ 神君
ハ金庫を積下し是を以て年々積得ありしといふ

貫 さし 緡

銭をつらぬく縄を緡といひまたさしつらぬくをさし
てもいふ 又銭の文ほうまゝ一貫ともいふこと論語に一以貫
之といふもおのれが心の忠恕一つにして又今俗には銭一貫文を
ひとつらぬく緒をいふなり 貫緡ともいふこと

○後漢書卅八翟酺傳故文帝愛百金於露臺飾帷帳於皁囊或
有譏其儉者上曰朕為天下守財耳豈得妄用之哉至倉穀腐
而不可食錢貫朽而不可校

○異苑 及曉於庭中獲錢十万似久埋者但貫新耳

○北條九代記に判官知康酔狂 日比よりて蒙て炒とより酒宴
ありし白拍子微妙をもて舞の上手を召判官知康鼓をうち
て舞せられけり酒狂にまかせられ数返酒をすゝみ知康既
に酔て御前にすゝみ北條五郎時連子酒をすゝめ酒杯の
ゆきかけるついでに北條五郎は容儀うるはしく進退ともや
かく諸人にすぐれてきこへられたに実名は甚下劣となり
時連の連の字は銭を貫くの義なり貫之は古へ名ある
その名をかりけれども列に枝のつらなるは並木の枝をゆるも
第に其名の三字に似ず(?)かくして仏名(?)つくりて
き将軍をもて諭あらためしと名のりけるを局中甚不興とし

緡

さし

鏹

○文撰 永明九年策秀才文 王之長既亀其積寝緡鏹専用 注 漢書曰武帝初筭緡銭李斐曰緡絲也以貫銭也管子曰凶歳糴釜十繦孟康漢書注曰繦銭貫也

繦

○匡謬正俗 五 史記食貨志云藏繦謂縄貫銭故摠謂之繦耳又云算緡亦云以緡穿銭故謂貫為緡也而後之学者謂繦為銭乃改為鏹字無義可據殊為穿鑿

按孔子云四方之人繦負其子而至謂以縄絡而負之故謂繦褓耳豈復関貨泉耶

本朝古銭文

和銅開珎　元明和銅元年

萬年通寳、

太平元寳、　淡路廢帝

開基勝寳、

長年大寳、　仁明天皇

神功開寳、　稱德天皇

承和昌寳、　仁明天皇

饒益神宝　清和天皇

貞觀永寳、

寛平大寳、　宇多天皇

隆平永寶、
延喜通寶、　醍醐天皇
乾元大寶、　村上天皇

饒益
〇維摩経仏国品菩薩取於浄国皆為饒益諸衆生故

〇垂加之集、五書本朝改元考後、本朝元明天皇以前之銭文未聞之、和銅元年所鋳和銅開珍是也、淡路帝所鋳曰萬年通宝、曰太平元宝、曰開基勝宝、仁明帝所鋳曰長年大宝、見国史矣、拾芥抄載神功開宝、承和昌宝、饒益神宝、貞観永宝、寛平大宝、隆平永宝、延喜通宝、乾元大宝、神功銭、稱徳御宇鋳之、承和銭、仁明御宇鋳之、饒益貞観二銭、清和御宇鋳之、寛平銭、宇多御宇鋳之、隆平延喜二銭、醍醐御宇鋳之、乾元銭、村上御宇鋳之、三才図會小窓別記載我銭六文、和同、萬年、神功、隆平、乾元、五銭為日本国銭、延喜銭為倭国銭、図會引舊譜曰、日本国銭四品、一和同開珍、二神功開珍、三

萬年通宝四隆平永宝其国延暦中鋳又乾元之元作文
引国朝會要云太平興国九年日本国僧奝然等浮海而
至云其国用銅銭文曰乾文我之所未聞也古銭之流落於
世間形鮮又滅完全者尠矣今行寛永通宝體質堅厚
輪郭周正孔竅所謂不惜銅不愛工者也通鑑綱目云開
元通宝軽重大小最為折衷吾於寛永銭言之矣抑銭
之為物積於上則下怨之遺于上則下侮之必周流乎上下
而上常操其権則為天下之通宝苟上放其権而使下得
掌之則不惟施争奪之教而実致禍乱之淵藪也漢文
帝除盗鋳銭令使得自鋳時呉王濞即山鋳銭富埒天
子卒致逆而滅其家賜鄧通銅山得自鋳銭鄧氏銭布
天下而亡其身萬世之監戒也然唐玄宗欲倣漢文不禁

利鋳勅百僚詳銭可否劉秩議曰管子謂刀布為下幣先
王以守財物以御人事而平天下若捨之任人則上無以御下
下無以事上夫物賤則傷農銭賤則傷賈故善為国者観
物之貴銭之軽重夫物重則銭軽銭重繇乎物多多則
作法收之使少少則重重則作法布之使軽軽重之本必繇
乎是奈何而假之人又曰鋳銭不雑以鉛鉄則無利雑以
鉛鉄則悪不重禁不定以懲息塞其私鋳之路人猶冒
死以犯之況啓其源乎是設陥穽而誘之入也劉氏此
議致詳者所謂軽重之本即上所操之権也宋時陝士
銭以鉄舊矣有議更以銅者已而會所鋳子不踰毋謂
無利也遂上程伊川聞之曰此乃国家之大利也利多費
者私鋳者衆費多利少盗鋳者息民不敢盗鋳則権

帰公上非国家之大計乎自古論銭法者多矣伊川斯言
実不易之良法也。延宝五年正月望日

○乾坤通宝銭
○建武二年日記改鋳ヲ 建武元年三月廿八日改御沙汰云々
詔居聖人之大宝理究変通天地之法規事沿革察時制
法変約一途国家為後其来尚矣周武闢基九府之圜法
肇興漢文隆業四銖之形製更彰金鐵之品亀龍之類紫
物雖區同帰節用本朝垂範上世以来屢改官文載伝簡牘
所謂自天平宝字至于天徳十有餘度綿歴家詳降及近古
之外閲檀数佑間官統如忘頗違尋興廃在政令今以新化
為除旧弊始造宮銭須頒天下済世便民孰謂不爾仍又曰乾
坤通宝銅楮並用交易莫滞仁義所原定案歟成告以宸衷若
稽天理主者施行
建武元年三月日

宝貨事略ノ内

元明和銅

按スルニ大日霊尊天ノ岩戸ヒコモラセ
玉ヒシ時諸神ナケキテ神像ヲウツ
サントテ八咫鏡ヲ鋳玉ヒシニ天香山ノ
銅ヲ取リ用ヒラレ崇神天皇ノ御宇
八咫鏡ヲウツシ鋳ラレシ由見エタレハ
和銅以前ヨリ我国ニ銅アリシニヤ其
比異国ヨリ銅渡リシニハアラシ

一書云孝謙元年（勝宝）貢
仝年代记作二年
按孝謙天平廿一年七月
之改元以之年百廿一年干
續日本紀可考

開通元寳銭

○童子問 木下菊所 開通元寳之銭或書曰無此説奈何 按劉餗
隋唐嘉話曰今開通元宝銭武德四年鋳 談賓録曰武德
中廢五銖銭行開通元宝銭名及書皆歐陽詢之所為也
又野客叢書云其鋳文或循環讀為開通元宝猶有論又
事物紀原云唐會要云武德四年七月十日行開元通宝銭歐
陽詢制詞及書字含八分篆隷三體回環讀之其亦通俗謂之
開元通宝鄭度會粹云詢初進蝋様日文德皇后掐一甲跡
故銭上有掐文 今銭上文有 熈寧中劉斧撰青瑣集則謂事
由明皇貴妃而天下謂之曰児銭謬矣 挑此等則豈謂無
開通元宝之説哉

○侯鯖録 前代銭文未有艸書者太宗初以宸翰為之既成

以煬近臣
○墨客揮犀 李氏女銭詩亦用開元字○余按高祖銭讀開元
則玄宗不可違開元之年号也 夢溪筆談 同彭案○又按
西漢叢話曰馬永 云開元銭明皇紀号偶相合是爲開元
○君子書備考 開通元宝今俗訛呼開元
○文献通考 自太昊以来則有銭矣太昊高氏謂之金有
熊氏高辛氏謂之貨陶唐氏謂之泉斉人謂之布
今案ずるに淳化銭を初として宋朝の銭文に草書を用ひたる
こと多し

慶長通宝銭
○塩尻 天野氏撰 慶長十一年十二月に至て将軍家永楽
銭通用を禁ぜられ慶長通宝の銭を鋳させ給ふ
○今按ずるに慶長銭の事その說様々にいへども或人云
今不立の慶長銭ハ李唐の銭なりしといへりされど
ましその文字語義唐の様に似たり

元和通宝銭
今世にいふ方の銭としるすといへども文庫の元和銭と
事慶長と同じ様の同文なるに定めたりしもの様子は
元和銭は楷書にて小字との二種有り 元和銭すべて小字の[illegible]
なきも[illegible]

○大観通宝之説

○續翠庵雑談　四家合考云永正之年天下飢饉して金價
米價も弐百銭此時の銭ハ大観通宝也と掛て金價をも
弐百銭なれハ実も大飢饉なるべし　其年の銭をつかひしなれハ
銭なることくれも其年の例まで　大観通宝ハよくつかひし
代なれて今見るところならむといふ説そ

永楽銭

○小原花代記第二　寛永永楽銭たてるゆゑ　見しハ今銭ハ
唐国の宝なるを以の世より我朝へ渡り日本の宝と
せ銭ハめでたき事細に聞し　かるに依て今所多し
其中に銭を此時ふるまいは其中頃されハ銭不足なる事
になりけれハ永楽を寛永まで宝とするよふ宣旨給ふ
に唐の年代記を見るに永楽ハ明朝の代廿二年に当
る神宗此年日本ハ応永十三年の年に当る此年八月に
唐船我朝へ来りきて又此年中日本より唐国へ商船
を納めたると見ても年代記にも此事ありて其の永楽銭をつ
まりけるかよ其十一両千年まては二百九年に及ぬ年号
たる人皇の通き年まて寛永まてハ永楽銭を用ひし
事なつかしかるにわづかに於て吉凶を争ひたるる事

されハ関東八ヶ国の中後北条氏康公仕けるハ諸ハ永楽を
用ひらるゝ事も永楽に限りハわりしりて諸国に於て永楽
一銭をもつかふべしとて天文十九年の年これを定られしより
関八州の市町にて永楽を用ゆ山城近江伊勢へすゑ
ひろめ則永楽を定めて用ひるなりされバ上方
への売買につかいハ永楽ハ買ふ事なくして用る事を
今ハ天下一統の世となり京都南都まで此二銭をつかふ
されども永楽一銭のかはりにびた四銭古銭つかふなれバ
より善悪をえらハず万民のかはりなれバ此しも上方に受て
びた一銭と用ひ下し永楽禁制とあるが慶長十二年の年極
月に武州江戸日本橋にてふれられしよりこのかた天下の
永楽すたりて永楽をえらめるよし語物師當世

万の諸品につかふものハ今の永楽よりひと並なれども末代
日本の宝となるべきに天文より金銭に成て用ひるまでを
ハ神仏にもそなへ其の光をかがやかし万歳まで宝と
なさんとてめでたき宝物と成る時至りにけるよと
の不思議さまを語りけるとなん

龍宮船 四張来録撰

享保四年十二月廿二日寄ニホウヒトテ深クホリケルニ土丈ホト下ニ岩ノ
如ノ物有ヨクミレハ銭ノワミタル形ナリシ故サニヲ以洗ヒミルニ二百メ
ハカリカタマリタル銭ナリシ 奴隷ムラガクトラントシケレトモ 数百年
モヘシモノユヘ一塊ニナリテタヤスクトリ得ス 右ナトヲ以ホクタ
キ或ハ鉄槌ニテクタキトリケレトモ一銭ツヽニハナレズ 漸ニコニカ
ニクダケタリ 其中一人剃刀ヲ以心ナカクケワリハナシケレハ全キ
銭ヲ一文トレリ 其銭文ハ祥符通宝トアリ コレハ北宋ノ真宗
帝ノ時ニ鋳タル銭ナレハ 日本 六十五六世 花山院 一条院ノ
御代ナリ 当時ヨリ七百二十余年ニ及フ コレ甚セニテハ西土ノ銭
ノミ用ヒタリトミエタリ

○永楽通宝銭

この銭ハ明朝の銭にて大明の宣徳といふ 此方にて京銭
於筆の時より当御代の初まてハ通用せしと 古周其座家
吉公の時京都銀座をもて此銭をうつして鋳られしよしなりと
いふ事なり
東照宮の御世にも一度禁ありて鋳られしよしなれともやかて
とゝめ給ひ 寛明の頃より寛永の銭文にて銭鋳の
御銭が明朝の銭にて 此方にてうつせしハ字あへて慥にあ
しらて

○今考ふに廿古京都室町家の比銭の事をいふ義
百貫何千貫なとなといふハ永楽銭の割之金は上総国人
中村国香の房総志料をミれハ永楽銭一貫文ハ十石と
いへるよしミえたり

○房総志料ニ 里見氏九世永楽銭にて米地の割なりしと永楽
一貫文ハ十石とみえたし
○続茶庭雑録 知行を貫高にて称せる語出る事なし房総にも
知行なりし本化屋の人百石以下をハ貫高にて称を捨貫を
百石を主とさだめてよしと知たり

○千野氏年四日本慶永ハ永楽年間より慶永十年○八月
元明朝永楽通宝と云銭を多く積来りしより
慶長十年迄二百余年永楽通宝とて一文銭通用す
他の銭を悪銭と呼してきて下に永楽悪銭の撰み
つゝ使ひて相模国小田原より下総して永楽銭のみ
用ひうぞよのあきなひ関八州通すかしして
他銭ハ上方へのみ行し関東の諸国ハ多くきびしく其后家
の時より永楽銭と他銭とつえこゝも他銭四文をもて
永楽銭一銭にあてゝる事も十年○十月いはゆる根年家
永楽通宝を世にもて慶長通宝の銭を鋳させ給ふ
永楽の撰銭事十五年その後寛永元○年寛永通宝の銭を行れし
より後子孫へてうし 三井氏堪庵か書に載たり

かの出九百年よりさき王仲氏ハ唐僖宗の世にして性筵
ぬけの人のこ
○今猶よのつね家にありし 寛永通宝浅云海(?)の
常源ありしと云伝へし其の書文字 二の字三の字
田安河をのこされし 寛永字○より鋳られける
しるべし

○永楽通宝銭ハ明朝の太宗皇帝の時永楽九年よ
鋳られしの時本朝の後中正よりふるおもに存す信和絶
たりしが命ありて永楽通宝の銭文をもってこれより
通用すべてかうして其の便ハ京都相国寺の人をもて兼ねて
僧子京都将軍義満公の此明朝へ使僧をつかハして
永楽銭をもとめしまでそれより打ちまれけるよの多くの書東
菩薩ハ宝鈔且操日本使者に云へる又僧よ此銭を
然ばくもして此世まで鋳られし道あらて永出通用の
へよみ長崎まで古銭を鋳らるるまじと云伝へり道あるの
なし然て停止られける

寛永通宝銭

是ハ永楽銭とならびて朝の古銭の流りしを通用たるに
ほそくいてうせ何かくなりけれハ官より命ありてこの銭を
寛永年中に始て鋳させけれハこの比三海後藤の筆跡を
形をうつして鋳させしとや其を後藤銭といふ今ハこの銭を
ねくなりし其後ハ不言といふ人の筆跡をうつして鋳らる
この字画楷正にして至んすること殊まさ佐々木志ばこが
筆跡又南都銭の文の筆跡をうつしたるしともいふとや
○文銭といふハ表ハ文字ありこれハ松平信直の
大佛を鋳つぶして作りたる銭にて含色まさんすること寛文年
中のこの分文字を鋳行たりしとやこれをきるそら大仏
銭といふこの後ハ東叡比叡山の坊中にて鋳たる銭あり
筆跡の停あふ其の筆跡にて永字の小の所を上く

さて○さり世ハ是を大佛錢なりし錢なりとて僧徒ハ是を求えて
いふかりしめて又佛を鑄事なる或ハ佛具と是ハ私鑄錢にて
ありしそのころも此錢も刑に付ハかへりとや由にて此錢とて
刑に付錢も皆しるされちかしり明和元年に陸奥にて此錢
を鑄らせしと是ハ錢の形を少く薄くして重目を軽くたる錢を
まぜるのまいかにられて官よりきこしめしていましめられける
ゆえこれハ功夫なるの外小ぶとて年錢に交へつかひしまうしとや
此錢の罪人にゆかりしこるかそこらにさうし也

錢文宝字を用ゐざる例

○趙葵行営雑録　近世錢文皆鑄年号惟開宝中所鑄及
寳元中所鑄曰宋通元宝曰皇宋通宝惟此二錢不鑄
年号者以年号有宝字不可重也

開元通寶銭

開元通宝銭文ハ開通元宝とも二通りに読ミ得り爪痕のあるも是後唐人徐子陽物ニ見えたりと云ハ俗ニ云それ竇太后の爪痕なりといふ又文徳皇后とも云て作るまで文献通考にも委しく出たり又 花鏡録 中巻 十三左 に此銭文の事見へしと考ふへし

三種神寶　　みくさのかんたから　　神祇調故於再出

○古事記

○寶山記　瓊戈是天地開闢之圖形天御中主神之神宝也

○後漢書　皇后記論范蔚宗終於陵夷大運論亡神寶

○西京雜記　漢帝相傳以秦王子嬰所奉白玉璽高祖斬白蛇劔

今案するに玉璽と劔と二物を宝とせしかとも鏡ハなかりけり

○玉葉集

神代より三くさの宝伝りてまて我か身のまもりとそなる　従一位教定

○新葉集

四の海もおさまれとてそ三くさの宝を身にそ伝ふる　後村上院御製

○まよわ
やまとハ世の中と此藤の鏡ぞ国の宝なりけり

○神皇正統記云 第八十二代第四十四世後鳥羽院 先帝三種
の神器を具せさせましまさゞりしかば 践祚の初め 宝剣なく侍り
しかども法皇国の本主にて 正統の位を伝へまします皇太神
宮熱田の神明あきらかにまもりたまふことなれば 天位つゝがなくまします
平氏ほろびて後内侍所神璽ハかへりいらせ給ふ 宝劔ハ竟に
海に沈みて見えず その比ほひハ 晝の御座の御劔を宝劔に
擬せられしが 神宮の御告にて 神劔をまゐらせられかし
まうけて近江よりその御たちかたりき 二種の神器なるハ本と
まうし侍りしも 先内侍所ハ神鏡也 八咫の鏡と申 正体ハ
皇太神宮にいはひ奉る 内侍所ハ 昔ハ崇神の御代より
鋳かへられし御鏡なり 村上の御時 天徳の内裏火事に
まかりあふて 円規かけましましけり 後朱雀の御
時長久の中火事ありて 大かたなくなりしを 灰燼の中よりとりいでさせて
のいけるをとゞめて 何あまられけるとされと 正体ハ失

なりて万代の宝庫におさまりし宝剣と正体は天の叢雲の剣（又云）
但草薙と云は熱田の神宝にておはします海底に沈みしは常の剣
の御代に用ゐし作りかへられし剣にやあらん末世のためし
やとおもふめりそれは熱田の神宝なりとぞいふ新羅
国より道行といふ法師来りて盗みとりしかど神力を顕して
しかば神は出給ひて又いつはりの両種は正体なかりし海底
ぞかしの天皇の宝を失ひしにして国もなにとなく光りもなかり
まへり失ひし宝剣なりとも目出たくぞもとの神璽
は八坂瓊の曲玉と申神代より今にかはらぬ代々の御宝を
あらはれぬ御ためなりれは海中より浮び出たりともうけたまはる
三種の内ひとつかけぬべきことなくてわすれぬためしは
上古の神璽は天津日嗣の御しるしの第一義の宝剣は海に沈
みたりとも作りかへらるゝやうなりしかども此国は三
種の御宝をもちて振ひ給ふ福田とするなれども日月の

天をめぐらん程は一つもかけぬべきならず三種の神器
宝剣のうせたまはんは三種とききてそなはり給はずと侍れ
いかでかは思ひまゐらせし今よりゆくさきもいとおぼつかなく
こそおもひ侍れとぞ

○太平記に 後醍醐天皇は隠岐国より 十月二日六波羅の没落
主上都へ還幸なりて三種の神器を持明院殿より上を守
護の平安京へ帰りて其日東寺へ入らせたまひて
直に内裏へ入御なりて持明院殿の三種の神器を渡し
つひて持明院殿の新帝へ奉りて後へ退きまゐらせ上皇
の御位に帰り給ひて三種の神器は新帝より後醍醐の天位
をもて天子の御身に御物を授けまゐらせて御子の儀を振
ふ道理にてありて天下を掌に握る者なれども叡慮に
三種の宝器を自ら御手にして新帝に渡し奉る例をも
ちたまへれば只当家の本主へ授奉りし

定めて雅楽の座なとにこそ侍るらめしか 神璽ハ山中
にまよひし時木の枝に懸りしかバ今ハ吾国のたから
ならずとハいへりかりし宝剱ハ武家の守り 天府を顧ミし
て玉体に近付まゐらすべからず 月日の母のように 伏されのかん
おほよそ順も汚名を顕はさずかゝはしきところ 仰せられたるハ
東夷西人にて上を隔て排せずして返出せよ

天重

かけ川さへし

○後漢書の光武紀に光武出る時ハ西域若一人国璽を負て斬
白蛇剱をとゞめし 神璽宝剱の事に似たり 文献通
考并続古今十傳中の事に多く出たり

○言葉集

霊璽

久方のかけ川さへしところ川くゝるを神代のかたみ

寶璽　しるしのたから

璽をしるしと訓し又ハおしてとも云ハ押手の意也

○玉葉集　従一位教良

神代より三種(みくさ)の宝伝はりて豊芦原のしるしとそなる

○新葉集　後村上院御製

四方の海浪もをさまるしるしとて三の宝を身にそ伝ふる

○夫木抄

やまとには世の玉にまた宗旅の御そ宝のたからなりけり

○言葉抄

久かたのなによりしるしとなる川へそつたふ神代のかたり

天璽　あめのおして

○古語　清輔

神代より天のおしての跡ありとしたてて山下

古来補(?)一　此事大嘗會ニ玉基　方事永寿永

大嘗會云(?)清輔紀伝(?)悠紀方事八雲立出(?)

主基作者(?)不見ここに附す記於此(?)

草薙劔　くさなぎのつるぎ

•國重神劔　同上　五十卷　賦官考十　侍中法駕出則多識者一人負国璽操斬白蛇劔參乘神劔　○後漢書・光武　○文獻通考

○夫木抄

やまとふハ出れる玉て草薙の劔その國の・たからなりける

八尺瓊曲玉　やさかにのまがたま

○玉木抄
やまとには出る玉と翠羅の錦そ国の宝なりけり

神鏡　内侍所

○神皇正統記四　第六十二代第卅四世村上天皇天徳四年九月に
中つかさ初めて内裏にやけて内侍所も焼けしが神鏡は灰の
中より出給ふ円規損する事もなくして分明にあらはれ
出給ふ見る人驚歎せずといふ事なし其時例のことく
此時に神鏡の南殿の桜にかゝりせ給ひしを小野宮実頼の
おとゞ神にうけられさりしよし申す人あれと僻事なりと云り　伝にも
同上日　第六十九代第卅七世後朱雀院長久の比内裏又火ありて
神鏡やけたまふ粉霊を閑に取ひろひて其灰をあつめて安置
せられき三種の神器とならひたまふ事なり○

財物

○法華経信解品四 自念老朽多有財物金銀珍宝倉盈溢無有子息一旦終没財物散失

霊寶

○文選七命張景陽 若其霊宝則舒辟無方○注呂延済曰言此斂神霊元宝舒巻不常

珎寶

○淮南子七精神訓 是故視珍宝珠玉猶石礫也

重寶
○淮南子八本經訓　毀人之宗廟遷人之重寶
○同上𠚑詮言訓天下非無廉士也然而守重寶者必閉戸而全
封

寶物
○法華經ニ譬諭品三如彼長者初以三車誘引諸子然後但
与大車宝物荘厳安穏第一

亀寶
合璧事類　隋柳彧正直之士国之亀寶○排韻大全 字彙文

大臣を宝とそ　万葉集十一
宝舟　万葉集五秋 追儺の下

國寶　ひかりのこがね
三種の神寳をやすむること

○まそ本か
やまとにハ曲玉と草薙の劔と国のたからなり

人物禽獣草木異形珍異之部

○宗祇諸国物語ニ　祇ハ日本の事ハいふにおよばずあやしき物
めづらしき物をもとめんと唐国まで南蛮の嶋々国の方
あまねくありきしに祇をもあらん東国にて女のみな男となん
し二つハ若のぬく今一所昔よりありて此の蛮ハ大のみよ
日より文孤国まで女の髪の二丈よ余りて伏すに髪のな
がきハ毒蛇のおそろしきといふかたちにもかはらすとひて続し
まず切て棄れとも一夜の内に本のごとくに生上種依此の両子
ハ女の首に引龍の縄を巻てうかたにあさき人のもの候
よろくろをもやいふ浅猿の国にハ両手なきなるに一つの
て目も鼻も耳もなく口り食物よの子の人種あかるふ喰
といふ股脛ハ長の格名三つ生れ付きたる先宮ふ
あやしき者の類ひ人をくらひ山外なき人のかも

海棠　あまの人ハ世をすてゝ見ぬきさらぎにさくら見人多
ありぬ梅も天性の外ぞれつゝ桃多し是も徴州よつ付ゝ
して曰是は皇の孫何り其前よそハ三臣のあをとゞらり
天狗それハ聊よやられ天鳥の給先ず前たる尾の花
を行をり何筈よ馬ト角すりちを三足ゆて人このゝ
きこりをハ踏しともいてば猫磨ゝて猫三足横猿ひとの
よこち付て三足一夜ゆ銀針すりものハ生ずる時秋桔
猩血をとてうちも傍し檀至るかこゝろ之とひしさも
けふんか又人畜の外悲情の獣ひまも角し掃ゆの虫
川尻の小ゝ椿の花の赤白黄ゝ紫のアあまよ咲かへるる
宣ふ成て外ゝ枝にも生付すといひし陸奥の仙臺よ
赤白よ染かふる梳の花あし踏しくらしら漸と此比ハ世
ま多く成行しれバ待ふ月よ三河へもるし行臣の小條
まて七葉の松をミくらり　五葉三葉ハ世よ多し

さく兄根ありしら日本ゆ柳の葉をよ結ひしるハけりしこれ
外かしだりのけぢめもわかちあるハとまけり

天羽衣　はまのまころも　度僧之雜衣　以字集見出

天鼓　はかなつゞみ　一云　妙法鼓

○祖庭事苑　諸佛境界三昧經云三十三天善法堂前有妙法鼓諸天帝釈著欲樂時其鼓自然有声説无常法若修羅欲至即報寛來

要する天鼓ハ自然鼓といふがめし　猿楽の諷物も天鼓といへり又その仏中にて日蓮宗の信徒説目を唱ふるハ汲を升き左韻を用ふるもこれかの法鼓をいふとそて後人のなめしうるなり

海産奇品

○瑯嬛記　引余皇日疏　海中所産多類人身而人魚其全者也蛛青類人首眉目宛然玄罪類人足鹹車類男陰文嗤類女陰文嗤即淡菜亦名東海夫人至于貴鈴類凤茝鍾類鹿　鳩鵡類象木藻類鳥更奇

火鼠裘　ひねすみのかはころも　かはころもて

○竹取物語上　今ひとりにはもろこしにある火ねすみのかはきぬを
たまへ

○明一統志八十九　外夷　火州（東距哈密　西連亦力把力　南抵于闐　北接瓦剌　東南至甫列　九一月程）
本漢時車師前後王地也　云々　火焔山　○在柳陳城東　連亘
火州　宋史云　北庭北山中出硇砂　山中常有烟気涌起　無雲
霧　至夕光焰若炬火　照見禽鼠　皆赤　采者䟽即此　○土産
砂鼠（大如鼷鼠　禽捕食）

火浣布

○述異記上　南方有炎火山　四月生火　十二月火滅　火滅之後　草木皆
生枝葉　至火生　草木葉落　如中国寒冬時也　取此木以為薪　燃之不
燼　以其皮績之為火浣布

○神異経　南方有火山　長三十里　晝夜火（火イ）燃　大風雨不滅（滅死　火イ）火中有鼠
重百斤　毛長三尺　可為布　若不浄　火以焼之　則浄　号火浣布

○蘇子瞻詩　水蚕不知寒　火鼠不知暑

○十洲記　火林有火獣　如鼠　毛長三四寸　取之以為布　名火浣布　有垢
汗　火以焼布　而良久出　振之　白如雪

○後漢書七十八　西域大秦国伝　一名犂鞬　以在海西　亦云海西国
地方数千里　有四百余城　云々　作黄金塗　火浣布　又有細布
或言水羊毛　野蚕繭所作也

○浚明按史記文苑列傳　奄蔡黎軒
注云大秦一名　引後漢書少異

○史記大宛列傳六十三安息云々其西則條枝北有奄蔡黎軒○注
南州志云大家屋舎以珊瑚為柱琉璃為牆壁土水精為礎寫
海中斯調州上有木冬月往剥取其皮績以為布極細手巾
齊枚長与麻焦布無異色小青黒若垢汚欲浣之則入火中
便更精潔世謂之火浣布秦云定重泰問門樹皮也括地志云
火山国在扶風南東大湖海中其国中山皆火然火中有白鼠
皮及樹皮績為火浣布

○輟耕録廿三 回紇野馬川有木曰鎖々燒之其火經年不滅且
不作灰彼処婦女取根製帽入火不焚如火鼠布云

○神異經 南方有火山長四十里生不燼之木晝夜火然得暴風不
熾猛雨不滅火中有鼠重百斤毛長二尺余細如絲恒在火中不出
外而白色以水逐沃之即死取其毛織以作布用之若垢汙以火燒
之即清潔也

身もぬれざるとぞ

不濡衣

今いふはむかしより大宮布のるいにて不濡衣のり
あるしもとへ以て秘庭なる物の履水靴といふもの
にあるべし

○述異記上　南海出鮫綃紗泉先潜織一名龍紗其價百餘
金以為服入水不濡

隠形帽　履水靴　殺活杖

○祖庭事苑　雑譬喩経云人用三銭布施水三甌一
将来作三二解衆生語三多智令終生庶人家後為王
左右解燕語龍王女美王欲取之為婦令児求之児向
東海迎見二人争隠形帽履水靴殺活杖児曰我放一
箭遂之先得者与二遂放箭二人争走児取帽著靴捉杖
直入海至龍　所脱帽令龍女見女遂与児持一鉢金還国
王勅女独入女進児著帽随而入女見生醜呂金擲王額破
死児脱帽共女上殿唱言我應為王女為后両覇天下

今案ずるに隠形帽はかうちはかくれさとありしなれば隠
の笠の類也　履水靴は身をぬらさでぬれざるくつ
殺活杖は生死をとりあつかふ杖にて說
宝物なり

牛黄狗宝

牛狗の玉ハ宝とすれとも品なかくこきをおふのこ[illegible]の宝よ
あふきうな獣の病として疣贅（こぶ）のすかひこ故に淮南子十七
従山河も明月之珠蠬之病而我之利虎爪象牙禽獣
之利而我之害なりとくみしもまたになり

雷斧　一名霹靂斧　又云霹靂楔

○封氏聞見記ハ人同往〻見細石赤色形如小斧謂之霹靂
斧云被霹靂處皆得此物于曽於小朱山僧海德房中
見一石与前後所見者皆相類間將此可用曰房中大石往
年被霹靂為兩段於霹靂処得此俗謂之霹靂楔偶
然收之無所用也按元中記云玉門之山西有国山山上有廟
国人藏〻山礦數千石（一作數千名）曰霹靂俗霹靂用從春至
秋乃罷諸字書検無礦字礼記有雜金鑲牛骨鑽音為
祖今（一本無今字）合礦字石傍与金相類讀宜同矣盛究之荆
州記亦載南中雷神有洪五之事然則俗傳霹靂之右
其信然乎夫雷者陰陽薄觸之為耳激怒尤盛或當其

衛刕謂之霹靂若以為神通談怒而降之罰又何待一拳之石以成其威耶

長毛

○古胜拾遺物語之　光明皇后御長髪

光明皇后の御ぐしのる　南都法花寺ち近
私して御堂物語ゆきたまふところ物語し侍りけんにまうそうなくて
くり寺の猫もおとこにさ御にいりけり中にも御手箱におさめらしく
おはえし八無猫ちの宝蔵の内に九さ御けかりその中にあまた
けふいつまりいろ髪のこころ共紫の髪を結ひさもし　黒髪
つや后みまして万そらふつきねむし其は光明皇后の御ぐし
あらとも又子今猫の髪も似たりつる御物もなけるやと光く
侍る七百余年の昔に御髪を今まで残りしけれ人ならん
なつる御宝のうつしきは昔よりの例ともと思ひしく
おもしろのつれは今又のふくさるまもいつる飲食薩摩
再近ろうとらふするかの御話も承りし中の人とあるさいりまする
なるべし

鮓荅（さとう）　牛黄之玉　石子一名

○輟耕録四 往々見蒙古人之祷雨者非若方士然至於印令旗剣符図気訣之類一無所用惟取浄水一盆浸石子数枚而已其大者若雞卵小者不等然後默持密呪将石子淘漉玩弄如此良久輙有雨豈其静定之功已成特假此以愚人耳抑果異物耶石子名曰鮓荅乃走獣腹中所産独牛馬者最妙恐亦是牛黄狗宝之属耳

今按るに鮓荅ハ牛馬の腹中より出来て宝玉のおもふけしき牛黄狗宝もかりに名つけしものにて和蘭より来て伝ふ事をきくのミ実に是ハ牛馬の病にて不書なり何の奇特もなくして識る人も意にとむるものこそそれを耳にして行くなんや

連理枝

○後漢書十三 明帝紀樹枝内附 ○注内附謂木連理也前書終軍曰衆枝内附是無外也

○同卒 蔡邕伝邕性篤孝母常滞病三年邕自非寒暑節変未嘗解襟帯不寝寐者七旬母卒廬于冢側動静以礼有菟馴擾其室傍又木生連理遠近奇之多往観焉

隠れ笠　打出小槌

○雅筵酔狂集　夜五月雨

さみだれの中にも人や隠れ笠いつか打出の小槌打はれし

自住新古今集子晦し

○かくれ笠隠簑　拾遺雑賀　平公誠

かくれみの隠れ笠をもえてしかなきたりと人にしられざるべく

この哥出所之　この上隠簑ニ有

隠簑

隠簑ハ鬼の持宝物也　かくれみの

○拾遺集　雑賀　平公誠

かくれみの隠れ笠をもえてしかなきたりと人にしられざるべく

○今案するに拾遺集今の歌ハ恋に偲ぶ雑にある和歌あるにはあれども歌の詞を見て雑にもあり賀の歌ならんといへるにより賀の字を入

○續世継物語　今鏡弁之助忠　さて宗成ハ京の宰相の中将にてありけるが山の大風を[illegible]と詠れ給へる御首て流れける我これ鬼ならて[illegible]しれずも大風を[illegible]るて隠簑[illegible]いつつけるまてやつや[illegible]やをこれつろ世ゝにまうれるとめなり

返し
やつれてはなのふつきすれらさき見えなきを我は隠しの人も
とて笑ひ侍りける

隠蓑　かくれみの　　打出小槌

○宝物集一侍りしにて人の身には隠蓑といふ物こそ
まさる宝にてあるなれ食物衣物ほしきときは何ならぬ
やすきことぞ人の隠してかくれんとするを見ても又は申し
かへん人の隠れ忍ぶ事もてんてんきされば若狭の宝やいふ
つきことよされは又侍る者の身にあれは無下に物を取れ
らんなれは人の物をとらんといふに人きよけれはちて盗
人のこそさうらふぬすみたれ龍樹菩薩の隠形の法をそならひ
まされは外法を行て菩薩の行をならひて身の才子をならむ
のいはきされは人の宝ほとは打出の小槌といふ物こそよき宝よ
て侍りけれ虚空蔵にて天よりふらし家には四日から人妻女男
つかひならん従者牛馬いひ物をなくして人の物をあつめて
打出てのちにこそ人の物をもいててまゐりつつ人のこれ

まこと人情まさりて云ふハ弁舌の小細工ハめでたき宝
とそ仰せられ候ハ人情まさるハ拙き弁舌にしくて愚かなる
程は情の厚きをにけりてれハ弁舌なるものゝ宝なるべし
ときることの仰せられハ目出度くてめでたき宝ともさや
この時ハ座中神妙に嘆じて猶りそうかれ居たらんとて
いさゝかしかるべくハ空窮ハよりハ裏花たくさふ云人の名
裏ハ地獄の苦を受るなんといふめれハ無益なることなかれ
又其より後裏弁舌の小細工を持たるといふ人も空しハ只
後裏のかれにも物仰せしたのよしきことを作りて侍る
ところ聞それされハ云ふにハ何よりも今でもふかうにハまさ
らまとていふめり

兎角亀毛
○商紂之時大亀生毛兎生角兵ハ甲将興此其兆也とあり

深山宝
○古語 深山之宝無公者得之

宝性功徳草
○浄土論 弱功徳偈 宝性功徳艸柔軟左右旋觸者生勝樂過
迦旃鄰陀 柔軟 艸名
○要集 上末 七宝諸樹周遍世界名華軟艸亦随處有柔軟
香潔觸者上樂

訶宅迦　かたか

或経に云　訶宅迦といふは紫ハ色を帯たる人一面を帯れは手毎の詞を発して交合するといへり

安繕那　あぜんな

安繕那といふは薬を用ゆ　めの病ハ翳をさりて人ハ色を見ることを得といへり

海龍香　かいりうかう

海龍王の子　海龍香といふは宝なり　一丸を焼は王および四軍ことごとく香を身に得るといへり

東大寺鴨毛屏風　並銘

種好田良易以得穀君賢臣忠易以至豊諂辯之語多悦會意正直之言倒心逆耳正直為心神明所祐禍福無門唯人所招父母不愛不孝之子明君不納不益之臣清貧長楽濁富恒憂孝當竭力忠則之命君臣不信国政不安父母不信家国不睦

此屏風ハ上古聖武天皇の御物なりしを今奈良の東大寺の什物として屏風二枚長各四尺八寸三分幅一尺九寸三分なり　その中ニハ紀繊をもて飾りて鴨の羽毛をもて此語九十六字を織なせり　文字大さ四寸許なり　古へ世にある語なるべし

禍福无門唯人所招の語ハ春秋左氏伝に見えたり　父母不愛不孝之子明君不納不益之臣ハ塩鉄論に出づ　君臣不信国政不安父母不信家国不睦の語ハ説苑に

就て出したる名

七寶　ななくさのたから　七種宝

七宝ハ金銀瑠璃珊瑚琥珀硨磲瑪瑙真珠等をいひて
いへりされどもそはそのたからそれ宝といふなめし　七香車
七里香の類にて七を宝とよめる義なり

万葉集五　戀男子名古日歌　山上憶良
世人之貴慕七種之寶毛我波何為（ヨノヒトノトウトミネガフナヽクサノタカラモワレハナニセム）下略

たま　玉　珠

玉はうるはしき物なれはうるはしきものにたとへていふ珠
のたぐひにて介甲の玉をいふ也蠙（アビ）玉ともいへり或ハ玉といふもあり
いひて海より出るものをさしていへれば紀伊国の玉は浦にむかし
ハ玉出浦といへり文献通考にハ宋朝の貢物とある玉の海中に
入てとれるもの玉とはいへり後漢書ぬるふたえて
縁木求魚升山採珠なとも いふなるへし

玉を開く枝　家持　拾若七

○後漢書列傳一劉玄傳 唯名与器聖人所重今以所重加非其人
望其毗益万分與化致理譬猶緣木求魚升山採珠
○尸子 凡水其方折者有玉其圓折者有珠也
○文選 贈王太常詩 顏延年 玉水記方流 璇源載圓折 蓄宝每希
声 雖秘猶彰徹

うずの玉 萬葉二

玉珠 たま

○万葉集三 大伴宿祢家持贈同坂上家之大孃歌一首
朝尓食以欲見其玉乎如何為鴨從手不離有矣
○同三 大伴宿祢駿河麻呂歌一首
一日尓波千重浪敷尓雖念何其玉之手二卷難寸
○同三 市原王歌一首
伊奈太吉尓伎須賣流玉者無二此方彼方毛君之隨意
○同三 石田王卒之時山前王哀傷作歌 或本文歌
隱口乃泊瀬越女我手二纒在玉者乱而有不言八方
和銅四年辛亥河辺宮人見姫嶋松原美人屍哀慟作歌
人言之繁比日玉有者手尓卷以而不恋有益雄

悲傷死妻高橋朝臣作歌一首
白細之（中略）新世尓共有跡玉緒乃不絶射妹跡結而石事
者不果

○同四　湯原王亦贈歌
草枕客者嬬者雖率有匣内之珠社所念

大伴坂上郎女歌
玉主尓珠者授而勝且毛枕与吾者率二将宿

大伴坂上郎女歌
真玉付彼此兼手言歯五十戸常相而後社悔二破有
跡五十戸

大伴坂上大嬢贈大伴宿祢家持卿歌
玉有者手二母将巻乎欝瞻乃世人有者手二巻難石

又大伴宿祢家持卿和歌
吾念如此而不有者玉二毛我真毛妹之手二所纏乎

紀女郎贈大伴宿祢家持卿歌
玉緒乎沫緒二搓而結有者在手後二毛不相在目八方

○同五　思子等歌一首　山上憶良
銀母金母玉母奈尓世武尓麻佐礼留多可良古尓斯迦米夜母

哀世間難住歌　同
世間能周弊奈伎物能波年月波奈可流ゝ其等斯等
利都都伎意比久留母能波毛ゝ久佐尓勢米余利伎多流
遠等咩良何遠等咩佐備周等可羅多麻乎多母等尓
麻可志余知古良等　下略

冨岐玉

ふきだま　吹玉

珠玉の真ならざるハ様々なるを合せて作る是を仮玉といふ又ふきだまといふハ吹作る玉なれバ也是即ち仮水精也延喜式ニ冨岐玉とみえたれバ此頃ハ本邦にても古くより作りしとみえ今の方ハ和蘭陀玉の制を伝へしと

○延喜式三 神祇式 凡出雲国所進御冨岐玉六十連 時三 大殿祭料三十六連 臨時二十四連 毎年十月以前令意宇郡神戸玉作氏造備差使進上 ○八十嶋神祭 玉一百枚 ○造遣唐使船木霊并山神祭 五色玉二百八十九 ○国造奏神寿詞玉六十八枚 赤水精八枚 白水精十六枚 青石玉四十四枚

五色玉
○延喜式三神祇式 造遣唐使舶木霊并山神祭五色玉二百
八十九 ○国造奏神寿詞玉六十八枚 赤水精八枚白水精十六枚 青石玉四十四枚

○　皇后宮にてせきせちのひて八十九首の歌よみ
料のまとてくもよめしまかすいつすさそて
けれともむかしつたふる海のこころそ袖にかかれる
○平兼盛集　読人るる雨ますいふ水の沖まふかくある玉
なんからくといふ石は浜けの気しけるかまほそらしふすら
つらくとき羽をそとしんきさまうるこたらしけのそこなる
○伊勢集　いとみたに人まかひくろけるにゆかしいひのこ
つとりの君はかしらの一種よ玉をとらん入くろけるそれ人結よ
せのむすいつけくるる
たま川せとなるるるれん玉のをたゆひたえてわとをとふくつん
○紀友則集　後撰集
玉つくはまるし○とものは海のそこひもさらにあひ合す

○八尺勾璁　やさかにのまがたま

○古事記上 尓天照大御神聞驚而詔我那勢命之上来由者必不善心欲奪我国耳即解御髪纏御美豆羅而乃於左右御美豆羅亦於御鬘亦於左右御手各纏持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠而云々 ○科玉祖命令作八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠

○今云はく八尺ハ弥天まで長きを云 勾璁ハ一玉の曲りたるをいへり 宝珠のめくつらぬきし玉の也 まはりかたちを云 五百津ハ其数多きを云 須麻流ハ御統にて物の多くつゞりたるをすぐるといふにて つゞけしき也 珠数のめくるゝ物の如くなりつゝ またるといふ事なるを又またるもそのようてあるなり

さらば八尺瓊勾玉そ玉のをといふなりといふそ
やあらん

○あまわか
すまるは世の玉と玉葉の緒そ国のたましひなる

楳玉　高井於家
二首

曲珠
あまる

まかりたま

○祖庭事苑　世傳孔子厄於陳穿九曲珠遇桑間女子授之以訣云密尓思密尓思孔子遂曉乃以絲繋蟻引之以密而穿之未詳所出

干珠満珠

仏説云 涅槃経 如摩尼珠投之濁水水即為清
○唐則天時西国献清泥珠胡人以百金買之西国多宝
但昔泥深投此珠泥即成水 ○巌生得珠投江水中刎
清是謂清水珠

塩満珠 しほみつたま
塩乾珠 しほひるたま
今も人の呼乾珠満珠なと云り

○古事記上 綿津見大神誨之曰云々若恨怨其為然之事而攻戦者出塩盈珠而溺若其愁請者出塩乾珠而活如此令惣苦云々授二
塩盈珠塩乾珠并両箇

○夫木抄
たへのさかしまいりつかの塩ひまかしらつみことり 衣笠内大臣

瀬干の珠 家集拾遺七
干珠満珠 家集拾遺十二

瓊矛　ぬぼこ　こぼこ 俗云

○河社 華秘伝説云之瓊矛の瓊字の下に侍ていふく
瓊玉也世にぬぼこと世にこぼことよめるは俗に古事記云
矛とはいへばぬぼことよむべし

韓玉　からたま

漢唐より来れるをいはずして三韓その外胡国迄来たるを唐玉といふ　からあゐ　からなし　漢竹から
もといふおなじこと也

○万葉集五哀世間難住歌　山上憶良

世間能周弊奈伎物能波年月波奈何流流其等斯等
利都都伎意比久留母能波毛毛久佐尓勢米余利伎多
流遠等咩良何遠等咩佐備周等可羅多麻乎多母等
尓麻可志余知古良等　下略

竹玉　たかたま

○万葉集三 大伴坂上郎女祭神歌一首并短歌
久堅之天原従生来神之命奥山乃賢木之枝尓白香付木綿取付而斎戸乎忌穿居竹玉乎繁尓貫垂 下略

○同三 石田王卒之時丹生王作歌一首并短歌
名湯竹乃 中略 吾屋戸尓御諸乎立而枕辺尓斎戸乎居竹玉乎無間貫垂木綿手次 下略

白璧　しらたま　白玉

○万葉集五 恋男子名古日歌 山上憶良
世人之貴慕七種之宝毛我波何為和我中能産礼出有白玉之吾子古日者明星之 下略

富士池珠　ふじのいけの玉

〇平兼盛家集　駿河の国富士といふ山の池にいろ〳〵なる
玉ありとなんいふそれを池の魚のくひけるをきゝてよめる
つゝむへき袖そなきらん池の魚のしけきそこなる玉

真珠　まゝま　またつた夜

真珠は今俗によはゆる蛤まきいへる玉をのこ
真珠といふは古よりいまも俗語真珠といふめれとも真珠は
いにしへはさだめてその名は底にしてその一種なれは
其山海岩石その外の物よりも出てよろこひめつらしきを
玉とよふなれは真珠といふへし是何の類なるらむ古くは
玉をしらつゆといひて金銀をも玉といへり後世は金銀をまちかへ
てすむはその次の様なるなり　明月珠は古への宝玉の名なり
てらし珠は玉の上にあるをいふ摩尼は玉の梵語なるへし

〇無量寿経講堂精舎宮殿樓觀皆七寶莊嚴自然化成復以
真珠明月摩尼衆寶以爲交露覆蓋其上〇科注言鈔真
珠ホ者同明月摩尼爲同爲異答此義難定大除院云明月
珠鉢摩尼鉢云云准此文者真珠明月是一珠名非摩尼也
又法華云真珠瓔珞摩尼珠瓔珞籤難引大論云真ハ珠出

魚中或竹中或蛇腦中云々上　上林賦云明月珠子的皪江靡廣州記云鯨鯢目明月珠注云鯨魚死其目化為明月珠圖經云廣州卭海中有州嵩嶋上大池謂之珠池採老蜯剖取珠漢書云珠蜯中陰精隨月盈虚也今南海之文趾合浦所産云々又千手經云月精摩尼准之明月摩尼一珠名也探玄記云摩尼者珠通名云々

○万葉集五詠鎮懐石歌　山上憶良

可既麻久波阿夜尓可斯故斯中略弥許々呂遠斯豆迷多麻布等伊刀良斯弖伊波比多麻比斯麻多麻奈須布多都能伊斯乎下略

璞　あらたま　荒玉

○万葉集四湯原王亦贈歌

直一夜隔之可良尓荒玉乃月歟經去跡心遮

面光善変珠　めんくわうぜんへんのたま　又云　面向不背玉

○神明説　永暦二年甫於七太子の菩薩碇撫のまゐりて合戦になし無殊寺へ押寄て焼払ひけるに法海若の御付むる
の御名を用のんがみる龍宮より取のうらいうし面光善変の
珠も此御付め土ぬ此寺を焼ける播州水田村広国を奪ふ取ふ
ようて國明佐の前の河の入口桃や知かやとなぞへて取ひ
取ふ取りの芳よりなるの四福に焼ふりし此珠今な焼ける
これ不出在まけれ

玉の飾　たまのかざり

○唐書六補集家の太政大臣の宰相に神甚饒ましみて
ありけり
錦の予浪の玉をたへてた玉の飾をさんとおりふ
○和漢朗詠集　裏書記　枇杷大臣左府家のしつめに作つくり
ませける飾の玉を藤原保昌朝臣の御物ちて　作りけるとあ
さんけるとてさりとて
むかしぬ海の玉をかけてくた玉の飾をそへんまておりふ
和泉式部

瑤樹・　たまのえだ

〇文選　天台山賦　孫興公　建木滅景於千尋　瑤樹璀璨而垂珠

〇注山海經曰崑崙之墟北有珠樹文玉樹玕琪樹

〇竹取物語上　くらもちの皇子ハ東の海に蓬莱といふ山あるなり　それに白銀を根とし黄金を茎とし白き玉を実として立てる木あり　それ一枝折りて　たまはらんといふ

〇無量寿經　七宝諸樹周満世界金樹銀樹瑠璃樹玻瓈樹珊瑚樹瑪瑙樹硨磲樹或有二宝三宝乃至七宝転共合成　此諸宝樹行々相値茎々相望枝々相準葉々相向華々相順実々相当栄色光耀不可勝視

〇科注上三ノ廿八右奥左　此外七宝合成の説行也字九本也

〇観無量寿經ニ仏告阿難及韋提希地想成已次観宝樹観宝樹者一一観之作七重行樹想　科注疏今言七重者或有一樹黄金為根紫金為茎白銀為枝碼碯為條珊瑚為葉白玉為華真珠為菓如是七重互為根茎乃至華菓等七七四十九重也

〇観無量寿經疏　十三丁　或有一樹黄金為根紫金為茎白銀為枝碼碯為條珊瑚為葉白玉為華真珠為菓　如此互為根茎乃至華菓等七七四十九重也

玉のきず　考　纇

○淮南子十三氾論訓　夫夏后氏之璜不能無考明月之珠不能無纇○注考瑕釁也纇磐若絲之結纇也

○宋祁物傳志　月宴考

袂の玉　たもとのたま

栗玉ハ袖の名にいふにや　法花経の衣裏の玉といふよりはじめしにや

○新撰六帖集一　為家　たなばたより蓮のうてなにたなばたの庭

ハ栗玉とを玉てみな浄土のさとへといそぐよりは後ハ

たなばたにかくしやしらぬ

ひろふやは袂の玉に結ぶらんたえ行ものは涙なりけれ

返の浄蓮院のもとへ　あはれあはれなる袖のうへを思ふらん

しらせけるうきなみだをも有ぞとまさる思ひをそふる

神名のつまさへかれていやのかたかけてをかぬ夜ぞつらき物とはいふ来るらし

笑うたかへしてこそはゆかられしらず

いかなるむすびのうへの涙にさけつ根をは袂の玉にてぞこたへん

烏珠　ぬばたま

○万葉集三　太宰大監大伴宿祢百代梅歌一首

烏珠之其夜乃梅乎手忘而不折来家里思之物乎

○同四　太宰帥大伴卿上京之後沙弥満誓贈卿歌

野干玉之黒髪変白髪手裳痛恋庭相時有来

大伴坂上郎女怨恨歌　長歌

押照難波乃菅之中略玉梓之使毋不所見成奴礼婆痛毛

為便無三夜干玉之夜者須我良尓　下略

五月之玉　つきのこま

是は菓玉のこと五月五日續命縷とて菓玉をつけて
やまひをはらふ也菓玉とは本草子々[?]

○夫木抄　巻七　武隆卿　五月雨を　西行　寂家[?]
花のたちはなの玉にぬきとめてうつろふまての濡そふる[?]

夜光玉

○深頃集[?]　秋
むかしいかにしたかひをまなひけむ秋ひかりてふ玉もしろかねや[?]

○夫木抄八　仁和寺宮[?]　よふ人をかしこく作文せられけるに水上営[?]
秋のひかりの玉を流ほとてくつ[?]けてゆく[?]　源仲正

○十訓抄　巻之一　隨侯さすつけり[?]地をゆきて菓をつけて食[?]
を地にたすけて玉ぬるを[?]玉をふくみて隨侯珠を
得て家富さかえけり夜光の玉とて名なりけるし

夜光玉　和朝抄　巻十

たま玉　和朝抄　巻二
夜

明月珠

○無量寿経 又講堂精舎宮殿楼観皆七宝荘厳自然化成復以真珠明月摩尼衆宝以為交露覆蓋其上○科注上三 鈔問明月摩尼為同為異答此義難定大陀陀云明月珠鉢摩尼鉢云准此文者真珠明月是一珠名非摩尼也又法華云真珠瓔珞摩尼珠瓔珞義難引大論云真珠出魚中或竹中或地脳中已上 上林賦云明月珠子的皪江靡 廣州記云鯨鯢目明月珠注云鯨魚死其目化為明月珠図経云廣州廻海中有洲嶋嶋上大池謂之珠池採老蜯割取珠漢書云珠蜯中隠精随月盈虚也今南海之交趾合浦所産已上 又千手経云月精摩尼 准之明月摩尼一珠名也 探玄記云摩尼者珠通名云云

明月珠

○淮南子十三 氾論訓 夫夏后氏之璜不能無考明月之珠不能無纇然而天下宝之者何也其小悪不足妨大美也○注夜光之珠有似月光故曰明月

○十訓抄第一 漢の武帝昆明池にあそびたまふに一の鯉の釣をふくんで死なんとするを帝見給ひて人をしてとき放ちたまひけり 或夜夢中に鯉来りて悦びけり 次の日池に行幸し給ひけるにいけの鯉の明月珠を含みて池のほとりにおきてさりね その後かの池の釣魚をとゞめられけり

昆山玉

○史記八十七 李斯傳 今陛下致昆山之玉有随和之宝垂明月之珠 ○注正義曰昆岡在于闐国東北四百里其岡出玉

○括地志云 漬山一名崑山二名断蛇丘在随州随県北二十五里説苑云 昔随侯行遇大蛇中断疑其霊使人以薬封之蛇乃能去因号其処為断蛇丘歳餘蛇銜明珠径寸絶

白而有光因号随珠

随侯珠

史記 日上八十七

○十訓抄一 随侯きずつける蛇をみて 薬をつけて命を
生けたりければ 後に蛇珠を含みて 報じ奉りける
て家富栄えけり 夜光の珠とてその名たかかりけるとし

七曲玉 宇治拾遺十五

卞和玉 同上

合浦珠 同上

衣裏宝珠

ころものうちのたま

衣の玉とて 知るも知らぬもよまれたるは 法花経の故事なり

○法華経四 五百弟子受記品八 世尊譬如有人至親友家醉酒而臥是時親友官事當行以無價宝珠繫其衣裏與之而去其人醉臥都不覺知起已遊行到於他国為衣食故勤力求索甚大艱難若少有所得便以為足於後親友会遇見之而作是言咄哉丈夫何為衣食乃至如是我昔欲令汝得安楽五欲自恣於某年日月以無價宝珠繫汝衣裏今故現在而汝不知勤苦憂悩以求自活甚為痴也汝今可以此宝貿易所須常可如意無所乏短 佛亦如是 下略

○玉ぐし　源玉

○紀友則集

玉くしげよるひるねともこそ川海のそこにてあらぬいとなる　後撰集　源頼之

○万葉集五　山部宿祢赤人作歌

天地之遠我如日月之長我如　御食都国日之御調等淡路乃野嶋之海士乃海底奥津伊久利二鰒珠左盤尓潜出船並而仕奉之貴見礼者

採珠

文献通考巻十八　開宝五年詔罷嶺南道媚川採珠先是劉鋹於海門鎮募兵能採珠者二千人号媚川都凡採珠者必以縋係石被於體而没遐深者至五百尺溺死者甚衆及平嶺南廃之仍禁民採取未幾復官取容州海渚亦産珠官置吏掌之○自太平興国二年貢珠百斤七年貢五十斤径寸者三八年貢千六百一十斤皆珠場所採

湖海采珠　　かづきて玉とる　　玉かづく

古き万葉集にたまかつくといふは海に入て鮑をとりて玉をとることを云也　そのことを謡ふる甚しきことなり　西土にも同じことありや　文献通考

又元の陶宗儀が輟耕録にもさる事ありてはこれを記せり

蛋のしわざ

○文献通考

輟耕録十　廣東采珠之人縣縆于腰沈入海中良久得珠撤其縆船上人挈出之葬于黿鼉蛟龍之腹者比比有烏有司名曰烏蜑戸蜑音但仁宗登極特旨放免時敬公威卿為江西行省參知政事俾該管掾史立案令廣東帥府抄具烏蜑戸一一籍貫姓名置冊申觧他省官曰中書咨文無是恐不必也公曰万一乃申明舊典庶不害及良民未幾太后中使至人咸服公先見之明

魚眼珠　うをのめのたま

魚の眼玉をいひて光あるたまをいふ玉とかゝれるもの也生ずる
てらすともとかゝりけるにや唐花と明月珠の類なとをいふへし注
を合せ考ふへし

○述異記上　南海有明珠即鯨魚目瞳鯨死而目皆無精夜可以鑑謂之夜光

○白氏文集廿六　贄又卷軸須知有随事文章不逼無篇数雖同光價異十魚目換十驪珠

○文選、劉大司馬記室牋任彦升　雖此魚目唐突珷璠○注李善曰魚目似珠珷璠魚口玉也　雒書曰秦失金鏡魚目入珠韓詩外傳曰白骨類象魚目似珠

龍頷玉　たつのあきとのたま

○白氏文集明本卅七黒龍飲渭濱傾頷而碎珠迸落奮鬣而細
雨飛揚

○荘子十　列御寇人有見宋王者錫車十乘以其十乘
驕穉荘子　荘子曰河上有家貧恃緯蕭而食者其子没於
淵得千金之珠其父謂其子曰取石来鍛之夫千金之珠必
在九重之淵而驪龍頷下子能得珠者必遭其睡也使驪
龍而寤子尚奚微之有哉今宋国之深非直九重之淵也宋
王之猛非直驪龍也子能得車者必遭其睡也使宋王而寤
子為韲粉矣

○音義驪力馳反驪龍黒龍也

無價宝珠　ねなひろきたからのたま

○法華経四　五百弟子受記品八世尊譬如有人至親友家酔酒
而臥是時親友官人當行以無價宝珠繫其衣裏与之而去

玉笋　字彙杜栄十一

玉庭　日上

如意宝珠

○毘沙門天王経 振多摩尼○希麟音義六或云真多末尼梵語
軽重也 此訳云 如意宝珠也

摩尼

○毘沙門天王経 振多摩尼○希麟音義六或云真多末尼梵語
軽重也此訳云如意宝珠也
○無量寿経 又講堂精舎宮殿楼観皆七宝荘厳自然化成復
以真珠明月摩尼衆宝以為交露覆蓋其上○科注上三釈云
真珠等者問明月摩尼為同為異答此義難定大涅槃云明
月珠鉢摩尼本云云 准此文者 真珠明月是一珠名非摩尼
也又法華云真珠瓔珞摩尼珠瓔珞箋難引大論云真珠
出魚中或竹中或蚫腹中已上上林賦云明月珠子的皪江靡
廣州記云鯨鯢目明月珠注云鯨魚死其目化為明月珠
図経云廣州辺海中有洲嶋嶋上大池謂之珠池採老蚌
割取珠漢書云珠蜂中陰精随月盈虚也今南海之交
阯合浦所産已上又千手経云月精摩尼准之明月摩尼一珠
名也標玄記云摩尼者珠通名云云

末尼・ 中に

○觀無量壽經三一一網間有五百億妙華宮殿如梵王宮二疊子五百億釈迦毘楞伽摩尼宝以為瓔珞○科注記知礼云釈迦毘楞伽此云能勝摩尼正云末尼此翻離垢言宝光淨不為垢穢所染又翻增長謂有此宝処必增其威德舊云翻為如意随意此皆義翻也疏抄云宝炬陀羅尼経如意珠有三一名威光二名釈迦毘楞伽三名宝精昆楞伽者純真金色善根所生自然彫瑩住於梵宮菩薩從閻浮提生都率天宝自然生於蓮中壞滅諸怖每受宝精者補処菩薩福力所感生身常用為莊嚴具作諸佛事 已上宝篋経云毘楞伽宝在帝釋頸遍照三十三天一切所有皆悉照見 ○

○翻訳名義集

○觀無量壽経 次當想水想水者極楽国土有八池水一一池水七宝所成其宝柔軟從如意珠玉生

摩尼

○觀経 一一葉間各有百億摩尼珠玉以為映飾一一摩尼放千光明

真多摩尼

○大藥叉女觀喜母并愛子成就法 希麟音義七真多摩尼梵語或云振多末尼或云質多摩抳一也此云如意珠也抳音尼整

○水精

本草綱目水精　時珍曰水精亦頗黎之属有黒白二色倭国多水精第一南水精白北水精黒信州武昌水精独性堅而脆刀刮不動色澈如泉清明而瑩置水中無取不見珠者　往古諺云水化謬言也薬燒成者有気眼謂之硝子一名海水精　抱朴子言交廣人作假水精盌是也

硝子　びいどろ　仮水晶

○本草綱目　水精条　時珍曰倭国多水精第一云々之薬燒成者有気眼謂之硝子一名海水精抱朴子言交廣人作假水精盌是也

○童子問 木下菊所按 美以度呂也　格古要論曰倭国多水晶第一○又案孟子序曰且如水精非不光有以水字為句以精字繋下句之説然水精者水晶也亦見本草拾遺

琉璃　るり

琉璃その物にて作れる器物を作りしなりその器物も今いはゞきかゞやくひかりしるくん莫落にて今世にハ紙漉をもてつくるめし支絆なるを作る琉璃なといふハこの器物もしく色形の説さハさるなるそれハおのつからきものにてあまん今いふ作の色さまハ物まなてして仮琉璃ハ其本にてあも硝子にそこれを仮水晶といひ真珠とはびいどろといふも琉璃の仮物にしてまことて玲瓏とまききたるなる物をるりといふてし

○鼠璞 案桃源戴埴　琉璃自然之物大秦国出緑縹青紺赤白黄黒紅紫十種今用青色琉璃皆銷冶石汁以衆薬灌而成之始於元魏月氏人商販到京能鋳石為琉璃採礦鋳之自此賤不復珍非真物也博雅以琉璃為珠近之

琉璃

○本草綱目　時珍曰按魏略云大秦国出琉璃有赤白黄黒
青緑縹紺紅紫十種自然之物沢潤光采踰於衆玉今
俗所用皆銷冶石汁加以衆薬灌而為之虚脆不貞

○字彙　始於元魏月氏人商販至京

○白氏文集　紅顔鏡林寒　有色　碧琉璃水冷無声

今あまねく瑠璃色ハるりいろ碧色にして今云ふ所しるの
なハ唐の慈恩寺三蔵法師伝十二右　戒賢法師ノ髪を続し
不子於荘中髪三天人一ハ黄金二琉璃色三ハ白銀色とゆそ
次ゆ々金色人指碧色者語和尚曰汝識不此是観自在菩
薩なりといひしも是ハ髪金をぬ紺のるのいふそりさ也ふ
これ世の叶ふハ瑠璃ハ楊色とと　ふうかあ和のつうう別の
ありし

○瑠璃　るり　流離　瑠璃

るりといふ字二つのうちあたりかなとをいふ梵ハ紺の光りあるを云
これハ唐までハ楊子をいふとのち唐までありといふ色ハあをまても此れ
まさにとりてつやのあるをいふ也　物すそ色いうときにふ十　瑠璃
於のめさハ名くすさとあるすまていふところさまていふあり色ハ
こゑ紺をいふ也ともいう西域伝にそあきらうと

○前漢書四九十六西域伝罽賓国　珠璣珊瑚虎魄璧流離
魏略云大秦国出赤白黒黄青緑縹紺紅紫十種流離　○淮師古曰此蓋自然
之物采沢光潤踰於衆玉其色不恒云々

○白氏文集廿五答尉遅少監水閣重宴　律水軒平写二千琉璃鏡一草
岸斜鋪翡翠茵

○瑇瑁　文甲

○前漢書九十六西域傳車師後国聞天馬蒲陶則通大宛安息自是之後明珠文甲通犀翠羽之珍盈于後宮○注如淳曰文甲即瑇瑁也通犀中央色白通兩頭也

○文撰　子虚賦司馬相如網瑇瑁鈎紫貝○注　李善曰東京賦曰瑇瑁不簇注曰瑇瑁珍名

紫貝

今云子安貝也古ヘ文貝とも云ふ古へ宝として用ゆる事今の金銀のごとし故に宝字も玉に従ひ貝に従ひ珠に従ふ　紫貝とは紫色にて斑文あるをいふ

○文撰　子虚賦司馬相如網瑇瑁鈎紫貝○注李善曰郭璞曰紫貝紫質黒文也　西京賦曰摭紫貝注相具綜曰赤電黒雲謂之紫貝

珊瑚　さんご

○明一統志九十外夷　三佛斉国在古城国南五日程　土産珊瑚
注生海中最深処初生色白漸长変黄以絲縄繋五爪
鉄猫児用黒鉛為墜擲海中取之初得肌理軟膩見风剣
乾硬変紅色者為貴若失時不取則蠹敗

虎皮　なけさや
抛鞘　御泥障

○武徳編年集成十一　元亀元庚午年六月廿六日　今宵軍
評議有て　信長浅井の勢を引受んと　雖定ら撰て云く
当手に付る勢の穂ハ浅井か八郎の家の根元と
徳川殿ハ源家の宗室たる故之を撰く明日の軍に付
浅井を撰ハ権を謀たる故にて之を思して思ふ旗を
と麾ざるのなりふ　今の虎の皮のなけさやの泥障
是申と　国子祭酒藤信篤に御示し

○編年集成の作者ハ御小納戸木村孫十郎か蔵之
国子祭酒藤信篤ハ　林大学頭春常信篤也

弘法大師之御伝来東寺什物

○顕密威儀便覧　上之七　犍陀縠子袈裟衣者弘法大師之所伝乃以竺国乾陀羅樹汁染故名之犍陀羅黄色梵名又云赤多里ナ
昊擧東要東宝二記昔金剛智以是傳不空不空伝慧果慧果傳空海嗚乎三国相承福利無量実為東寺之珍永伝於今焉

聖宝僧正如意

○顕密威儀便覧下　如意中畧　又有聖宝如意背刻五師子表無畏也　面彫三鈷杵表顕密並学也歴世傳授在東大寺東南院与福寺維摩講師必執此如意以應演唱両寺有事東大寺不出如意者無如意羅講會至是　朝廷勅東大寺出如意行法事其秘重如此

京極黄門定家卿真筆伊勢物語

○武徳編年集成九ニ永禄十一年戊辰二月甲陽の武田ハミ
徳川家武威盛にして参州既ニ並呑し遠州もまた危し
東参河を以て氏真我か属せハ信州より兵を発して今
川家の為に信玄思 徳川家を東へ推て其の鋭を殺べく
きよしを請しむ氏真も家保つまじきとも其子細ハ信玄の偽
計邪慾我か掌中にありと氏真を欺ふ謀し 隙を侵ぬ
也ときなの謀略なり人先に○当陣屋富家の財信玄将子掠
許し京極黄門定家卿筆蹟の伊勢物語を携へ甲陽に納
らるこれハ為三条宰相より雅文氏親へ贈られし珍也とこ
そ云れて先考氏元つ○子信玄好也を帰るその家
室今川家国の士を慕り田売を求もとも済す家郡し

异ぬ公子の禮物を渉す様く向後敍姫の暁を防へき旨御
返辞ありしとそ

定家卿筆 古今和歌集

○武藤備前守所藏九 永禄十一年戊辰十二月十三日 武
田信玄廿騎ばかり少人数にて駿府の城を放火
し少人数を以て今川の宝蔵定家卿の筆古今集
集を始め名物利刀を焼て御存知て其を得し元
しむ可附て物無用にて悉焼り城中に唯一騎宗なり其紋
答を焼棄る氏真あ故川を出て主従等二十余人古彼の山
家子物附いなつに方騎十たら候

弘法大師高野山巨圖

○高野根本検校物語に 高野山は弘法大師の後法下南山の
宝物なりとて一の宝物を天覧にそなへられし 高祖大師の
弘仁帝へ捧られし高野一山の画圖を作られたるものにて天
皇御宸翰を染させ給ふ御手附の文を書そへられ朱の御手形お
さへ給ふそれ写しも御宸筆の御手形の御文の様を
染させ給ひて一帖に認めの書と高されていと珍しく高野の
一物なれ

面光普変珠　めんくわうふへんのたま　一云 面向不背玉

今東子非所讃に面光普変珠と書を云ハ此玉の事也
ある時面のひかりいかにも○○かぶといふ是れハ人の名其の
国所によりてあら○まて見る○相の光あるやたつハ仏菩薩
の光の事ひに又是をいふ○れ又ハその内に天部の像様の光
あるやうにやうハ那蘇宗に用る讃の故にやおつき　又世に云ふ
もくいふにハ面向不背とていつくよりみても内の仏像ハその
人にもむかひておもてかもすかたに見えしといふ仏々いづれ
の方よりみる仏をも仏ハ焼えて仏つぎとあくたり

〇非所讃 大唐之高宗寺の后姫の身としてなる御会神に
及ふ奥様らく押寄て焼挵ハけるに淡海公の此時未だよ
山寺よのんがみかに於ゆ家より東めいのいまし西光普変
の珠も此時失ぬける焼けは播州氷田新在田大岸へ所知よ
ありて国所在の本の川よへ何熱や止つのちもへゆるりて拾取

こなたより茶入の四種に焼ざりし此珠光茶入焼けるぞ
不思議なれ

瓢箪棗文　一名　上杉瓢箪

扨世へひろまりし棗の中に、その伝来名ある物を求めなばまづ
此瓢箪なりしを東山殿（慈照院義政公　室町将軍家）の御物なりし
を其の後紹鴎持ちしを又大内義隆に伝へしが子息
義長に譲りしを大内家亡びし時毛利元就大内義長を
陶あるじ大内を亡さんとせしを元就ほろぼしその後長府の長福寺へ追つめし時
元就使を豊後の大友宗麟方へつかはして云せけるは御舎
弟大内義長をうつ事を命ぜられけるにぞあれば
すでにまいらせて宗麟ことにいかるは義長をいかにして
見知りて何れかんかまうもの一つ伝へし紹鴎持ち伝へてありし
棗の茶入は大内義隆より伝へて今義長の方へありしをば
其にて給はりなば示すべしといはれば元就そのうちを
云ひおくりて義長より請ひて宗麟へつかはしそれより此
時江戸にけり　大内義長陶が為に一つつゝ自害

して共にその後二三年過て 大友義統より太閤秀吉へ
献上せしむ 天下第一の名宝として聚楽にておもんじ
上様中納言様へ御ゆづりありしを 三条の深田与助宗清まで
下されの後大和守にて秘蔵せし 後世子は上様瓢箪といふ
その後上様茶入前の後まで献じて 当将軍家へ
奉られしを以のちやがて御中納言利光へ御ゆづりありしが
利光は逝去の時其 将軍家へ奉られしを紀伊大納言
頼宣卿その時は遠慮して おくりありけり 将軍家御所持
の御名物なれども紀伊の御方様へ つひで 瓢箪の
茶入にて世紀にあらずや 古今ならびなき茶器なりや

茶入の傳　　　　三好屋宗及
小松傳　　　　　薬師院
柿子に茶入　　　津田宗秋 父也
○武野紹鴎集如土 元亀元庚午年写す 織田信長所
半井瑞庵か宗子家にありし分別紹傳の大篤等重宝
を聞及んだり　秘蔵も小より茶に篤学を能くか高宝
茶入当時秘蔵す まて此逢阿弥に傳来は 三好屋宗
及か茶子の傳 薬師院の小松傳並び津田の宗秋か柿
子にの茶入其進めたる茶の傳書千宗易を撰せて求め
給ふ 松永弾正少弼久秀弾正の絵を献ぜし
次の絵　　松永弾正久秀

鵑一声花文

○老人雑話 江村専斎話 利久の子なる安斎の今に至る人云[illegible]のかど
つるて居る時の一声ハふ花たる香といふて[illegible]子一家を
名利わかりたるうわささ付なく種々とつく[illegible]事成るをあ
らそふ人なかくその時の一声ハ今に[illegible]方家に[illegible]

永井肩衝

永井正宗

○諸家擁記 上杉景勝米沢ノ城 本家の御家中至平氏家
主永井右近ハ吉宗新来ハ御家督之秀康ヘ[illegible]
此右近へハ元来 神祖徳川代ノ山田宗作の[illegible]
本郡ニ至り民の政事の法上杉家ヘ[illegible]より大力大名
之奥州福島ニて[illegible] 中将 知行[illegible]
[illegible]之[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
旅中[illegible]
茂し[illegible]かの女迷[illegible]して我

淀屋の内ニ石燈子を入たる茶を添有し其の外ニつくのふ
将其小柄を添ちかの石燈子入の茶を入て手を放つ銘を
し庵抜の肩衝ニ極ク御ちがひ永井肩衝ニて候ハ 公方
御かへニ加へされみ淀屋上京より付添人を上人たのミ
尾張の刀殺人ニ召尋る所ねハ淀人ヲ封ニ究めつけし
取寄子京やうニ太御前より所へ来てゆれ明るニ晩
その淀人ニ以ての刀を淀屋さし出しの刀と装して淀屋家
へ立て石ニ磨くされとも淀方何かの付の淀刀といひ付る
入京宗右極信行照也所ニ淀宗かの淀刀をためしされとも
みと念きるニ淀の刀ニ所ニて研屋ニ云 此刀ハ錢獲の中より
出来ら事加へ申し 公方太切抜ハ出て切ざりしとて不出し
とふさて極め二人の死人ニ胴斬し外の刀ニて不切
淀屋淀刀ニて切ニ出来たしま 太切抜ニて能ひるし

研てられハ元上正宗と添めてきても
正宗とて名物あり云

公方へ上り永井

佐藤庄司継信忠信墓跡説

○読外様菓記 陸奥国鶉井村 瑠璃光山医王寺に佐藤庄司夫婦の墓并びに継信忠信の新墓あり 信夫車の荘佐藤を沢中の飯坂村といふ村に百姓中村吉兵衛といふ老人を召出家の者が服父某佐藤庄司の家筋の者より婚姻を結びしかの系図を与へ服父へ譲りと言伝へし此者の家に相伝ふるよし吉兵衛が祖母の名いぬといひし由左の墓跡にてあるをこう言ふ 古代の墓ととも見ゆ